

会津大学短期大学部
2022年度
自己点検・評価報告書

2023年6月
会津大学短期大学部

会津大学短期大学部 2022 年度自己点検・評価報告書

目 次

序章	1
本章	
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	8
第 3 章 教育研究組織	22
第 4 章 教育課題・学習成果	27
第 5 章 学生の受け入れ	39
第 6 章 教員・教員組織	46
第 7 章 学生支援	53
第 8 章 教育研究等環境	60
第 9 章 社会連携・社会貢献	73
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	81
第 2 節 財務	104
終章	109

序章

この「会津大学短期大学部 2022 年度自己点検・評価報告書」は、2009 年度から 2015 年度までにわたる本学の活動を自己点検・評価した「会津大学短期大学部平成 27 年（2015 年）度自己点検・評価報告書」（<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/news/2016/06/post-8.html>）に続き、2016 年度から 2022 年度までの 7 年間にわたる本学の活動を自己点検・評価したものです。

会津大学短期大学部は、前回の「会津大学短期大学部平成 27 年（2015 年）度自己点検・評価報告書」の翌々年度、「点検・評価報告書」を公益財団法人大学基準協会に提出して短期大学認証評価を受け、大学基準協会が定める短期大学評価基準を満たしている」との評価を受けました（<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/accreditation.html>）。

会津大学短期大学部は 2024 年度に公益財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受審する予定ですが、この「会津大学短期大学部 2022 年度自己点検・評価報告書」は、大学基準協会が用いる以下の「短期大学基準」を評価のものさしとして用いました。

[理念・目的]

- 1 短期大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

[内部質保証]

- 2 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

[教育研究組織]

- 3 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

[教育課程・学習成果]

- 4 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

[学生の受け入れ]

- 5 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

[教員・教員組織]

- 6 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

[学生支援]

- 7 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

[教育研究等環境]

- 8 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動が十分に行われるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

[社会連携・社会貢献]

- 9 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

[大学運営・財務]

- 10 短期大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、短期大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

この「会津大学短期大学部 2022 年度自己点検・評価報告書」で、短期大学部において教育・研究・地域貢献を適正に行えているかどうかを自己点検・評価いたします。

皆様方からのご指導・ご助言を賜れば幸甚に存じます。

2023 年 6 月 30 日

会津大学短期大学部
評価委員会

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科の目的の連関性

(1) 短期大学部全体

本学は、福島県が設立した公立大学法人会津大学（以下、「法人」という。）が設置する短期大学である。法人の目的は、「特色ある教育研究の実践と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献はもとより、学問や科学技術の限りない進歩に貢献するとともに、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与する」と定められている（定款第1条）。

また、本学の目的は会津大学短期大学部学則第1条（資料1-1）で以下のように定めている。

会津大学短期大学部学則 第1条

(目的)

第1条 会津大学短期大学部（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。

2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。

2008年4月には、会津大学短期大学部学則第1条第2項の規定に基づき、会津大学短期大学部の各学科における教育研究上の目的を明確にするために、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料1-2）を制定し、本学全体、学科及びコースごとに「教育研究上の目的」を定めている（現行は2016年4月改正による）。

会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程 第2条

(本学の教育研究上の目的)

第2条 本学には、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、

教育及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。

また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す。

加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする。

各学科の教育研究上の目的は、次のとおりである。

(2) 産業情報学科

産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的とする。

ア 経営情報コースでは、経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目的とする。

イ デザイン情報コースでは、インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目的とする。

(3) 食物栄養学科

食物栄養学科では、高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことのできる人材を育成することを目的とする。

加えて、健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目的とする。

(4) 幼児教育学科

幼児教育学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。

さらに、公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画において、短期大学部の基本目標を掲げている。

公立大学法人会津大学中期目標 基本目標

短期大学部

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する。

- 1 専門知識・技術を身に付けることにより、社会貢献できる職業人を育成する。
- 2 幅広い教養と高い倫理観を備えた人材を育成する。
- 3 地域に密着した生涯学習機会の提供を図り、知識基盤社会の形成に貢献する。
- 4 地域の産学民官と連携し、地域振興に貢献する。

以上により、短期大学の理念・目的を適切に設定しており、また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科の目的等の周知及び公表

会津大学短期大学部学則第1条及び教育研究上の目的に関する規程第2条は、本学のホームページ、キャンパスガイド（資料1-3）、学生便覧で大学構成員（教職員及び学生）に周知するとともに、学生には入学時や学期初めのガイダンスで教務厚生委員から周知を図っている。また、本学のホームページ、キャンパスガイドによって社会に公表している。加えて「公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画」（資料1-4）に短期大学部の目的を明示して公表している。

以上により、短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

1.1.3. 短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は公立大学法人であり、地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長である福島県知事が 2006 年より達成すべき業務運営に関する中期目標である「公立大学法人会津大学中期目標」（以下「中期目標」という）を定め、本学は、中期目標を達成するための中期計画である「公立大学法人会津大学中期計画」（以下「中期計画」という）を作成し、福島県知事の認可を受けることと定められている。現在は、2018 年度～2023 年度の 6 年間にわたる第 3 期中期目標期間である。本学では、2018 年 3 月に第 3 期中期計画を策定した。この中期計画では、本学の目的・理念を踏まえながら中期目標を達成するための取り組みを定めている。

例えば「教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置」として、教育課程編成・実施方針が ICT 分野の最新技術の動向や社会・時代の変化等に適応しているか毎年度定期的に検証を行い、必要な見直しを適時適切に行うとしている。また、「教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置」として、教育課程編成・実施方針と教員組織編製の整合を図り、時代の変化や方針の見直しに対応した教員組織を編制していくとしている。

以上により、短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

1.2. 長所・特徴

教育研究上の目的に代表される本学の理念・目的のひとつは、地域社会が抱える問題を解決するため、本学で得た知識や技術の成果を地域社会に還元することである。端的には、地域貢献と結びついた実学実践教育によって、栄養士養成、幼稚園教諭・保育士養成、経営・デザインの専門性を持つ人材育成を達成することである。この教育目標の短期大学全体での達成状況は、特に東日本大震災以後は、就職で県内に留まる学生も多く、目的は十分に達成でき高い評価につながっている。

本学は、福島県が設立した公立大学法人により運営されている大学であり、県が設定する中期目標のもと、それを達成するための中期計画を設定し、確実に遂行することで、地域貢献に結び付けてきた。また、理念と目的・目標を制定し、中期計画に反映させてきた。

このように、本学では、公立大学法人として求められる使命を踏まえつつ、本学の理念を反映させた教育を行っている。

1.3. 問題点

本学特有の問題ではないが、少子化の時代にあって短期大学への進学希望者が減少傾向にあり、さらには高等教育無償化の影響で、短期大学を希望していた受験生が四年制大学へ進路変更する傾向がある。地域の高校生へ向けて本学の魅力を一層伝えていく必要はあるが、難しい局面に來ていることも認識していく必要がある。

1.4. 全体のまとめ

本学では、短期大学の理念と目的を定め、それを踏まえて、本学全体と各学科の教育研究上の目的を設定している。また、これらを学則等に明示し、学生便覧やホームページ等に掲載することで教職員及び学生に周知徹底するとともに、キャンパスガイドやホームページを通じて社会に公表してきた。さらに、大学の目的や基本理念等を実現するために、中期目標を踏まえつつ、大学としての将来を見据えた中期計画を策定し、それに基づいた取り組みを実行してきた。

以上により、本学は基本理念に基づき、全体と各学科の目的を適切に設定し、公表するとともに、その実現のために、大学の将来を見据えた上で、中・長期の計画その他の諸施策を設定しているため、短期大学大学基準に照らして良好であると判断できる。

1.5. 根拠資料

- 1-1 会津大学短期大学部学則

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/gakusoku.pdf>

- 1-2 会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/kyouikumokuteki.pdf>

- 1-3 キャンパスガイド

https://www.d-pam.com/jc_u-aizu/2210893/index.html?tm=1#target/page_no=1

- 1-4 公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画

https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、内部質保証のための方針は、会津大学短期大学部学則（資料 2-1）及び公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（資料 2-2）の中で、次のように定めている。

会津大学短期大学部学則

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程

第23条 大学は、学校教育法第109条第1項で定めるところにより、教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第24条 大学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、大学の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）で定められた期間ごとに認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

第25条 法人は、地独法第28条及び第30条並びに福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条で定めるところにより、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

これを踏まえ図 2-1 に示すように、一連の流れにおいて、目標、計画、実行、点検・評価、改善のサイクルを確立している。

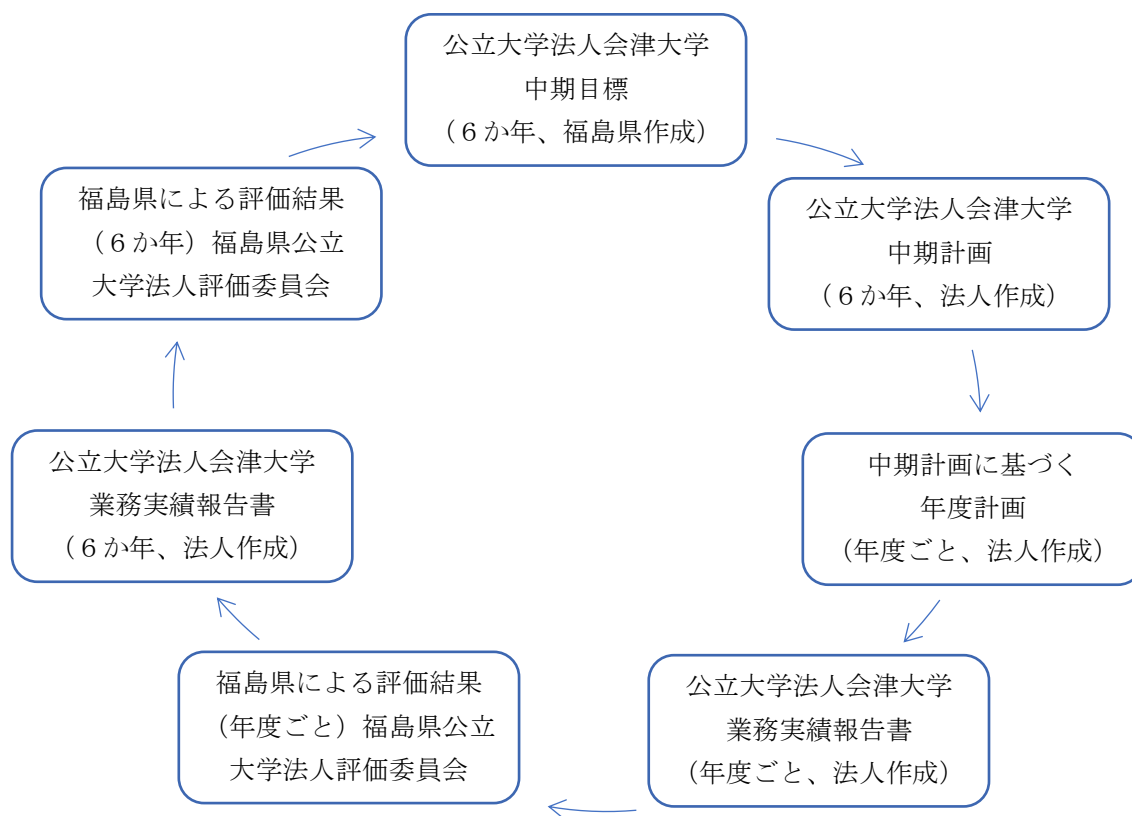


図 2-1 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本法人では、福島県が6年ごとに提示する中期目標（資料 2-3）に基づき、6 年間の中期計画（資料 2-3）を立案し、福島県の認可を受けた後、事業年度の事業計画を作成する。

本学では、企画運営委員会が、法人の事業計画に基づき本学の運営全般に関する「公立大学法人会津大学年度計画」（以下「年度計画」という。）を作成し、全学教員周知のもと、対応年度の業務を推進する。

業務実績については、評価委員会が、年度ごとの業務実績報告書を取りまとめ、当該年度の自己点検・評価を行う。これをもとに、本法人の評価室が、法人としての事業年度にかかる業務の実績に関する報告書を作成して、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受ける。

福島県公立大学法人評価委員会の評価等をもとに、次年度計画、次期中期計画に反映している。また、社会情勢の変化に対応するため、法人に求められる指針の追加や中期計画の変更などを検討する機会として中期計画の見直しを3年目で行い、変化に即応する体制として機能している。

点検・評価を中心にした内部質保証のための組織として、評価委員会に加え企画運営委員会があり、委員会の構成、審議事項、自己評価の実施・報告及び自己評価の改善等について、会津大学短期大学部評価委員会規程（資料 2-4）及び会津大学短期大学部企画運営委員会規程（資料 2-5）において規定している。

委員会は、学長及び短期大学部長をはじめ学内運営にあたる各委員会委員長及び事務局代表と各学科の選出委員により構成されており、その数は専任教員総数の約 4 割にあたる。本学の 4 割の専任教員が、現状の評価及びその評価を踏まえた大学運営に関する委員会に所属することは、常に学内全体の運営に対する意識を持ち続け、各学科からの評価及び計画に対する意見を直接受け入れる体制が整っていると考えられる。各委員会の懸案事項等も共有する場となっており、改善等に向けた合意形成がしやすくなり、全学的な内部質保証に対する推進の軸となっている。

教育研究に関する計画・評価については、本学の教育研究に関する重要事項審議機関である本学教育研究審議会（資料 2-6）に諮った後、法人役員会で承認されることになる。

企画運営委員会及び評価委員会には、本学の教育研究を中心とした質保証の推進に関する小委員会を設置している。各委員長は、学部長をはじめ各学科長、学生部長、教養基礎会議長など本学運営の核をなす部科長等を配置し、円滑な学内運営に対する重要な役割を担っている。

また、認証評価受審に関しては、評価委員会の小委員会である短期大学認証評価準備小委員会と会津大学短期大学部短期大学認証評価委員会を設置し、それぞれの規程のもと、自己点検・評価報告書及び認証評価申請用点検・評価報告書を作成し、受審している。

以上により、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

2.1.2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、企画運営委員会及び評価委員会が、事業計画策定、実施及び教育研究の現状について点検・評価を行うとともに、教育研究活動の計画策定と改善を図るための全学的な組織として機能している。

企画運営委員会は、学部長が委員長となり、以下各学科長、附属図書館長、学生部長、地域活性化センター長、コンピュータセンター長、教養基礎会議長、入学試験委員長、進路指導委員長、広報委員長、各学科より選出された教員各 1 名、事務局代表者 1 名で組織し、評価委員会も同様の構成（委員長については互選）をもって組織している。

また、本学の教育研究に関する審議機関として教育研究審議会を設置している。

教育研究審議会は学長が主宰し議長を務め、学部長、学生部長、各学科長、附属図書館長、教養基礎会議長、コンピュータセンター長、事務局代表者に加え、外部委員2名と学長指名委員として入学試験委員長、進路指導委員長の15名以内の構成員をもって組織している。教育研究審議会の議決をもって本学の教育研究に関する点検・評価及び中期計画、年度計画及び業務の実績に関する報告書が確定し、法人の評価室、経営審議会及び役員会での承認を得た上で福島県に報告する。

以上により、本学においては、評価委員会、企画運営委員会及び教育研究審議会が内部質保証の全学的な推進に関する役割を担っており、さらに、法人の全学的機関である評価室、経営審議会、役員会の意見も踏まえ、学長指示のもとに内部質保証の推進に責任を負う体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：全学内部質保証推進組織による学科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学では教育研究上の目的に関する規程を設け、その第2条に次のように定めている。

「本学には、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す」とし、さらには「豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す。加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする。」

これを踏まえて、本規程の第2項では、各学科及びコースの特色と専門性の高い領域で

の研究教育を前提とした教育上の目的を設定している。

その上で、各学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（資料 2-7）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）（資料 2-8）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（資料 2-9）を設定している。

前述の内部質保証に関する大学の基本的な考え方をもとに、中期計画に対する PDCA の取り組みと、各年度計画に対する PDCA の取り組み、また、教育の充実を図るため、授業実施に関する PDCA の取り組みを構築し、教育研究の質向上に努めている。

まず、中期計画を中心とした PDCA サイクルは、図 2-2 のとおり中期目標期間中の事業を推進している。PDCA の具体的な内容は以下のとおりである。

- P：法人が、県より提示された 6 カ年中期目標に基づき、中期計画を作成する。本学では企画運営委員会が中期計画案をまとめ、県の承認により遂行する。また、企画運営委員会が中期計画推進のため年度ごとに年度計画を立てる。
- D：各学科及び各専門委員会が、年度計画に基づき各事業を推進する。
- C：評価委員会が、毎年の業務の実績に関する報告書をもとに評価を行い中期計画推進の状況について検証する。
- A：実績報告書を教育研究審議会に諮り承認後県に報告し、学内公表するとともに次年度の計画のなかで中期計画の達成に向けた調整を行う。中期目標期間の 3 年終了時に中期計画の見直しを行い、内部質保証の充実を図る。中期目標期間の最終年度に中期計画の評価をもとに次期中期目標に反映する。

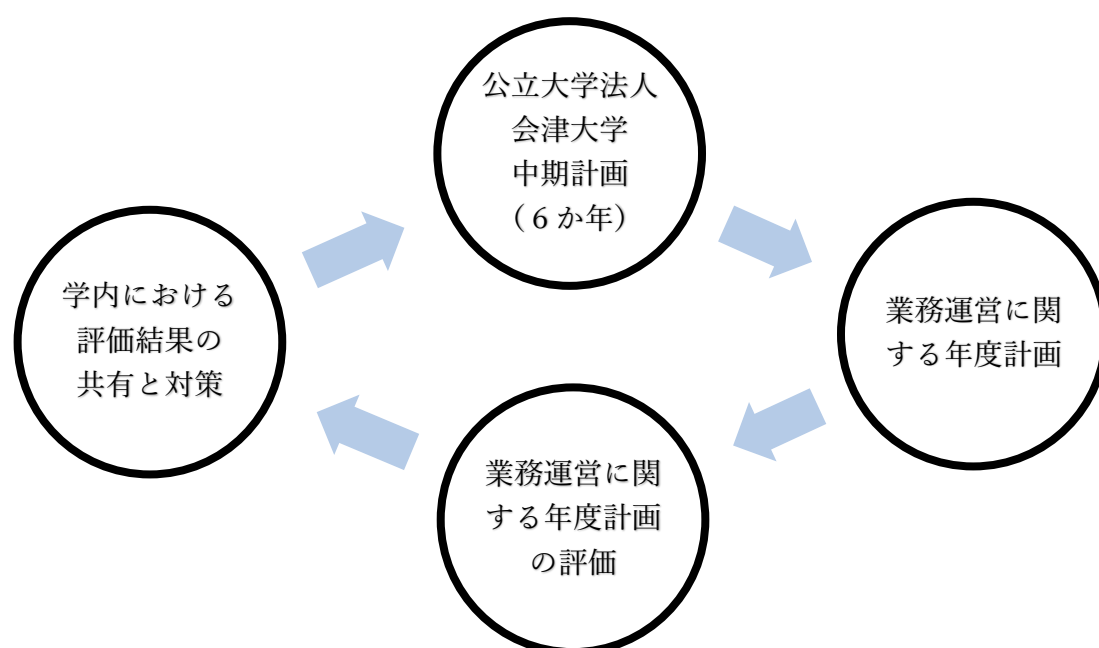


図 2-2 中期計画を軸とした PDCA サイクル

次に、年度計画を軸とした短期的な PDCA サイクルは、図 2-3 のとおり各年度の事業を推進している。PDCA の具体的な内容は以下のとおりである。

P：企画運営委員会が、中期計画に基づき各年度における年度計画を策定する。

D：各学科及び各専門委員会が、年度計画に基づき各事業を推進する。

C：評価委員会が、事業年度にかかる業務の実績に関する報告書を作成し、年度計画の推進状況に対する点検・評価を行う。

A：事業年度にかかる業務の実績に関する評価と中期計画の進捗状況を確認し、各学科及び専門委員会が次年度計画の原案を策定する。

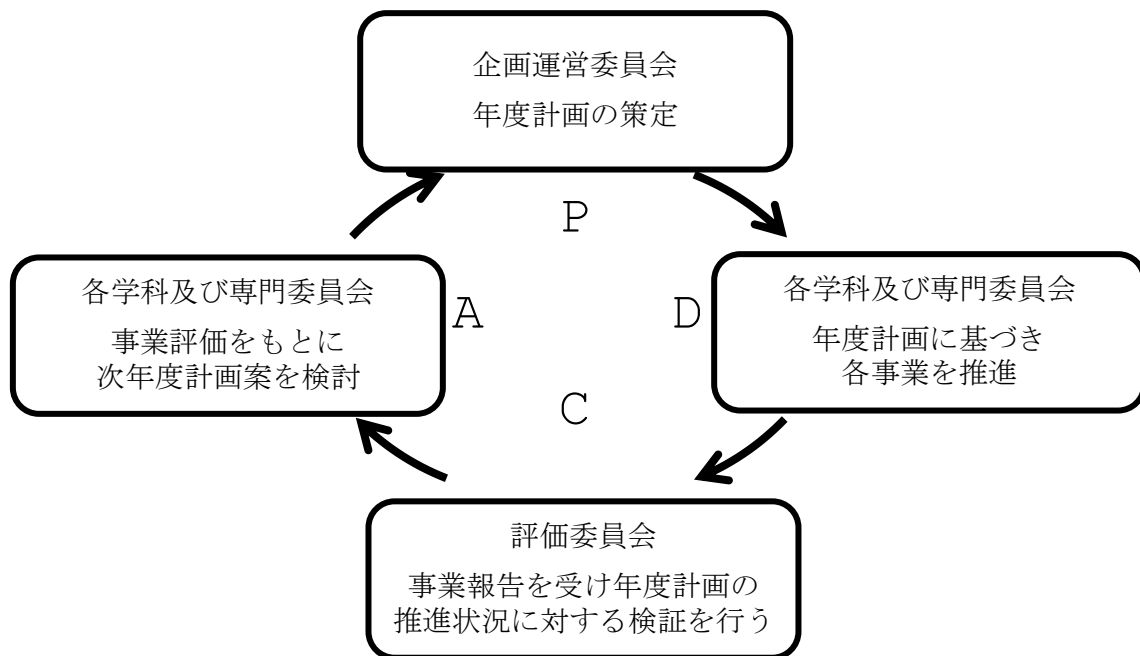


図 2-3 年度計画を軸とした PDCA サイクル

そして、授業の実施と授業改善に関する PDCA サイクルは、図 2-4 のとおりである。なお、PDCA の具体的な内容は以下のとおりである。

P：教員が、前年度の授業評価も参照して作成したシラバスを提示する。

D：シラバスをベースとし、担当授業を実施する。

C：前期、後期の授業期間終了後、学生による授業評価を実施し、その結果を科目担当の全教員にフィードバックする。

A：教員は、学生による授業評価に対する回答を行うとともに、必要に応じて授業計画を再考し次年度のシラバス作成を行う。

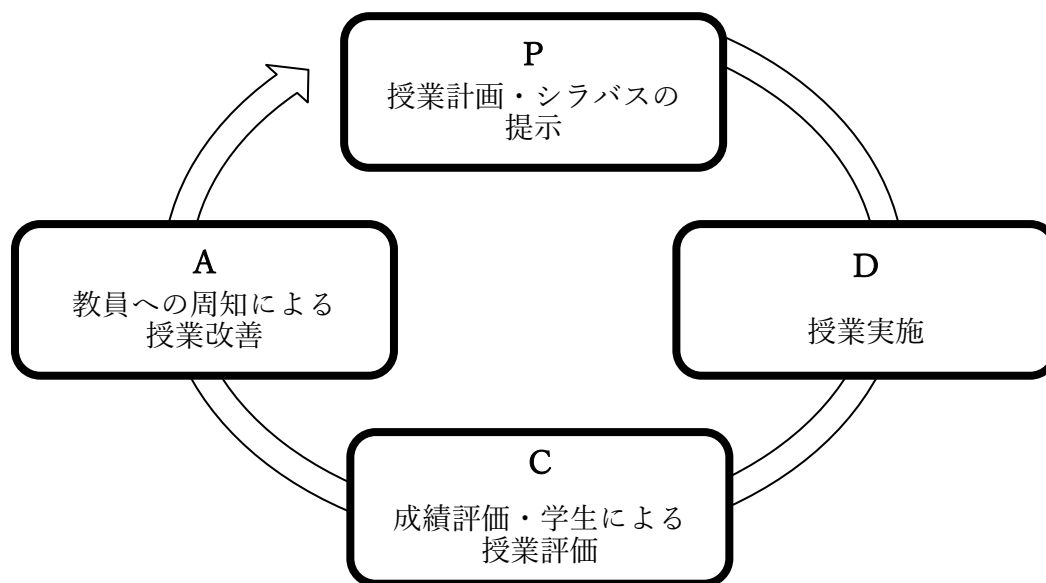


図 2-4 授業の実施と授業改善に関する PDCA サイクル

これら 3 つの PDCA サイクルを基本として、本学における内部質保証の確立を推進するために、評価委員会内に、授業・本学評価小委員会、大学法人評価小委員会、教員評価基準検討小委員会を設置し、企画運営委員会内には、FD 小委員会を置くことで授業改善の推進を図っている。いずれも、学部長が中心となり、各学科長、学生部長、教養基礎会議長が小委員会委員長を務めているため、審議内容及び決議報告について、部科長会議メンバーとの意思疎通が図られている。

大学法人評価小委員会では中期計画、年度計画に関する業務実績と評価についての取りまとめを行い、客観的な視点から検証する。

教員評価基準検討小委員会では、教員個人の年度ごとの業務活動実績報告書を取りまとめ、その活用方法について検討を重ねている。

授業・本学評価小委員会は、学生による授業評価並びに本学に対する評価をポータルサイトで実施するとともに、全教員へこれらの評価結果に対する回答を求め、授業改善に向けた実質的な PDCA サイクルを構築している。この取り組みは第 1 期中期計画開始時の 2006 年度以降定着しており、2021 年度の学生回答率は 94.75%、専任教員の回答率は 100%であった。また、FD 小委員会とも連携し、FD 活動として教員同士の授業見学や FD アイデア集の発行、学生のメンタルや性平等性に関する研修会、近年ではシラバスの充実や、内部質保証に関する研修会を開催し、授業改善に向けた取り組みを行っている。

本学は 2017 年度に公益財団法人大学基準協会による短期大学認証評価を受審し、以下の 3 点の項目について是正又は努力課題として指摘を受けた。

- ① 学位授与方針について、学科ごとに策定されておらず、かつ課程修了にあたって習得

することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていない。

- ② 短期大学部附属図書館については、狭隘の問題を抱えており、蔵書を管理するためのスペース確保等に課題があるので、改善が望まれる。
- ③ 学生寮の老朽化については、学生の居住環境への影響もあり、早急に是正されたい。

①に関しては、2017 年当時に既に本学においても重要な課題として捉えており、受審での指摘を受けて速やかに具体化に向けて着手した。教務厚生委員会において検討を進め、各学科からの提案をまとめた上で教授会にて審議し、その結果を教育研究審議会に諮り 2018 年度より制定・施行した。同時に本学ホームページ上に掲載している。

公立大学法人会津大学短期大学部ディプロマ・ポリシー

会津大学短期大学部では所定の期間在学し、かつ本学の教育目標ならびに各学科で定める教育研究上の目的に基づいて設定された授業科目を履修し、所定単位数を修め、以下の知識、能力を修め、卒業認定された学生に対し学位（短期大学士（産業情報）、短期大学士（食物栄養）、短期大学士（幼児教育））を授与する。

<産業情報学科>

経営情報コース

- ① 経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識
- ② 情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力
- ③ 地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる能力

デザイン情報コース

- ① インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野におけるデザイン及び情報の基礎知識
- ② 情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力

<食物栄養学科>

- 1. 高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」についての広く深い専門知識
- 2. 人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことができる知識、技術
- 3. 健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能

<幼児教育学科>

- 1. 本学科で学んだ理論と現場での体験を統合的に理解し、謙虚に自身の専門職としてのあり方を振り返ることができる姿勢

- 2. 子どもをはじめ、すべての人々に対する尊敬と愛情を持ち、一人ひとりへの関心を持つとともに、多様なニーズに対応できる専門知識と技術
- 3. 子どもをはじめ、すべての人々の権利尊重を基盤とした倫理観と、インクルーシブな視点を持ち、社会に存在する諸問題解決のために社会資源を活用することができる実践力と科学的洞察力

②に関しては、2018年以降法人として取り組み、蔵書の除籍への積極的な対応をはじめ、電動式書架の設置をベースとしたリニューアルに取り組んだ。各学科より検討委員を選出し、広く学生からの意見も取り入れ、セミナールームや読み聞かせコーナーの設置など各学科の講義や演習にも使用できる環境として整備した。2020年10月のオープン後は学生、教職員の評価が高く、利用者は増加の傾向にある。

③に関しては、是正勧告を受け、寮の建て替えも視野に入れ検討を重ねたが、建築法規上の耐用年数に至るまでは寮生の健康状態の保持を最優先に、空調等の環境整備を行う方向で進めている。

以上のように是正及び努力課題として提示された3つの項目について改善の取り組みを進め、2021年7月に改善報告書を認証評価機関に提出した。

その他に教員・教員組織の概評にて指摘された、求める教員像及び教員組織の編制方針についての明文化については、2021年度に会津大学の求める教員像、教員組織の編制方針が公表された後、現在、本学の方針に基づく求める教員像、教員組織の編制方針について検討を重ねている。

本学は、点検・評価における客観性、妥当性の確保について、評価委員会にて業務実績報告書として客観的な意見を集約、評価し、教授会で審議の上、決定している。年度ごとの評価は、外部委員も含めた教育研究審議会に諮り、客観的な視点から意見を聴取し、経営審議会及び法人役員会を経て福島県公立大学法人評価委員会においてその妥当性が審議される。

また、授業の実施と授業改善においては、学生による授業評価を前期後期の講義終了時に行い、その結果は全て担当教員及び非常勤講師にフィードバックすると同時に、教員からの回答を求め、提出された回答を集約し、学内ポータルサイトにおいて全学に向けて公表している。また、冊子としてまとめ、図書館内で閲覧できる体制としている。

現在3期目となる中期計画は、中期計画期間の3年目に、必要に応じ見直しも行った。繰り返すが、計画及び実績評価については、本学企画運営委員会、評価委員会、さらに教育研究審議会での審議ののち、公立大学法人会津大学として集約され、法人評価室、法人経営審議会、法人役員会にて学内外委員による評価・検証を経て、第三者機関である福島県公立大学法人評価委員会により検証される。

以上により、内部質保証のための全学的な方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められている教育研究活動等の状況に関する情報（教育研究上の目的、教育研究上の基本組織等）について、本学のホームページ「教育情報の公開」（資料 2-10）で公表している。教員紹介として、大学に所属する全教員の専門領域、担当科目、ゼミ活動等について表記し、詳細情報として研究テーマ、主な論文・著作等を個人ごとに表記したページを設け、教員の教育研究活動も公表している。

自己点検・評価報告書、短期大学認証評価点検・評価報告書及び会津大学短期大学部に対する認証評価結果について、本学ホームページ上で公表している。（<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/accreditation.html>）

地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定に基づき、本学を含めた法人全体の業務の実績について、毎年、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。2021 年度は、法人全体で 171 の評価項目のうち短期大学として、4 年制大学との共通事項も含めて 74 項目について自己評価を行なった上で、第三者機関である福島県公立大学法人評価委員会により評価された法人の年度ごとの「公立大学法人会津大学の業務の実績に関する評価結果」をはじめ種々の情報をホームページ上で公開している。

財務状況についても 2009 年度以降、「決算の概要」「財務諸表」（付属明細書）「決算報告書」「監査報告書」「事業報告書」について本学ホームページ上で公表している。（資料 2-11）

公表内容は、新たな実績や情報が更新された場合はできる限り速やかな対応に努めている。ホームページへの情報掲載については、情報責任者及び情報管理者による承認の上、公開管理者が公表を行う手順を踏むことで複数の教職員によるチェックを行い情報の正確性と信頼性を確保している。

以上により、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクルは中期計画及び年度計画の策定、実行、評価、点検及び評価結果の活用により実現している。特に年度計画においては継続的かつ発展的に評価結果を次年度の計画に反映し、翌年度に遂行、評価する形で進められている。各専門委員会が自己評価を行い評価委員会において取りまとめ点検・評価を行う。

評価委員会は、点検・評価・検証にあたり、当該事業年度計画における業務の実績を明らかにするため、学内の各専門委員会の実施状況を「A:年度計画を上回って実施している」「B:年度計画を予定どおり実施している」「C:年度計画を下回って実施している」「D:年度計画を大幅に下回って実施している」の4段階による自己評価を行なった上でそれぞれの評価項目において記述式による総合的な自己評価を行なっている。その後、点検・評価結果は、本学教授会、本学教育研究審議会、法人評価室、法人経営審議会及び法人役員会において審議し、業務の実績に関する報告書にまとめている（資料2-11）

業務の実績に関する報告書は、福島県が設置する第三者機関「福島県公立大学法人評価委員会」による評価を受け、その結果をもとに事業の改善・向上に向けた取り組みを次年度計画に反映させている。（図2-5）

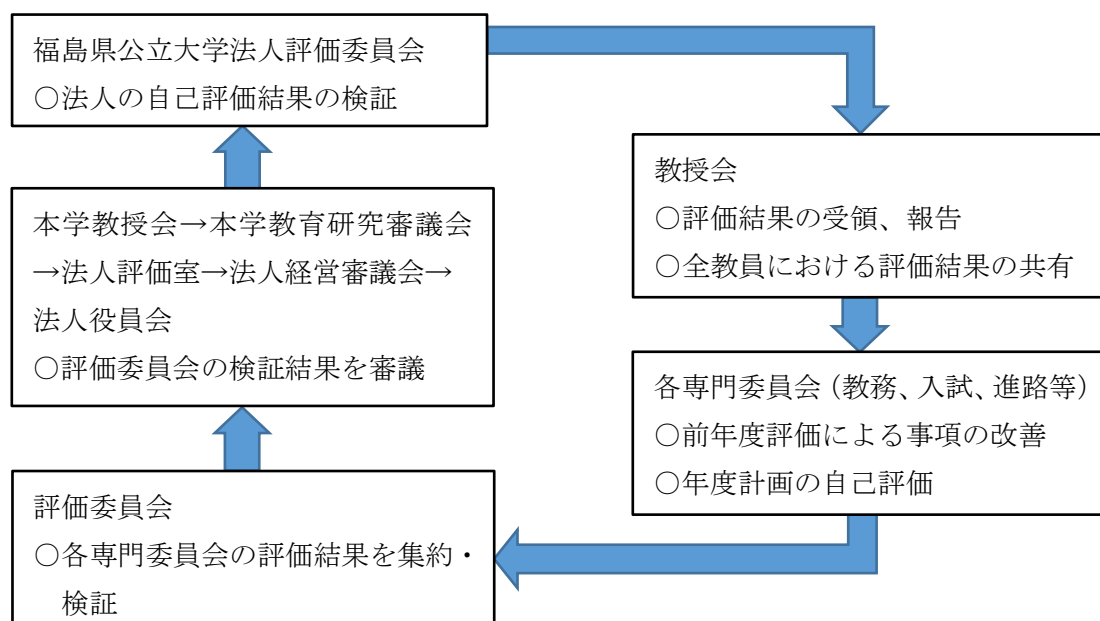


図2-5 本学のPDCAサイクルの点検評価体制

以上により、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

2.2. 長所・特徴

福島県より示される中期目標に沿った中期計画の策定をはじめ、中期計画を遂行するための各年度計画とその評価、また、授業の実施と授業改善における体制の構築など内部質保証に関する PDCA サイクルの確立とその検証は、第1期中期目標が定められた2006年度以降堅実に継続しており、その内容は全て本学ホームページ上に公表している。短期大学の特性上、教職員の人数も限られているが、それは大学の運営に携わる各専門委員会において全教員が3～5の委員会委員を受け持つことにもなり、教員が、横断的に携わる委員会の役割を通して本学の運営に関する細かな検証と必要な修正への提言を可能とし、内部質保証の確保への認識も高い点が長所・特色である。

2.3. 問題点

今後は、2022年に一部改正された短期大学設置基準及び中央教育審議会答申等に基づき、高度かつ専門的な内部質保証の確立に向けて全教員の意識を高めるとともに、具体的な手続きを構築する必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学は設立者の福島県より提示された中期目標を達成するために、評価委員会、企画運営委員会を設置し、本学としての中期目標、年度計画を策定の上、本学各専門委員会によって計画を遂行し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

年度評価については、各専門委員会で自己点検・評価を行い、それらを評価委員会が取りまとめ、検証を経て、本学教授会、外部委員を含む本学教育研究審議会、法人評価室、法人経営審議会及び法人役員会で審議する。その結果を福島県が設置する第三者機関「福島県公立大学法人評価委員会」の検証を受けて、適正な自己評価と内部質保証に取り組んでいる。以上により、内部質保証における学内システムは有効に機能していると判断できる。

2.5. 根拠資料

2-1 会津大学短期大学部学則

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/gakusoku.pdf>

- 2-2 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg003_j.pdf
- 2-3 公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画
https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf
- 2-4 会津大学短期大学部評価委員会規程
- 2-5 会津大学短期大学部企画運営委員会規程
- 2-6 会津大学短期大学部教育研究審議会規程
- 2-7 会津大学短期大学部 ディプロマ・ポリシー
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/policy.html>
- 2-8 会津大学短期大学部 カリキュラム・ポリシー
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/policy.html>
- 2-9 会津大学短期大学部 アドミッション・ポリシー
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/policy.html>
- 2-10 会津大短期大学部 HP「教育情報の公開」
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/disclosure.html>
- 2-11 会津大学短期大学部 HP「法人情報」
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/corporate-info.html>

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

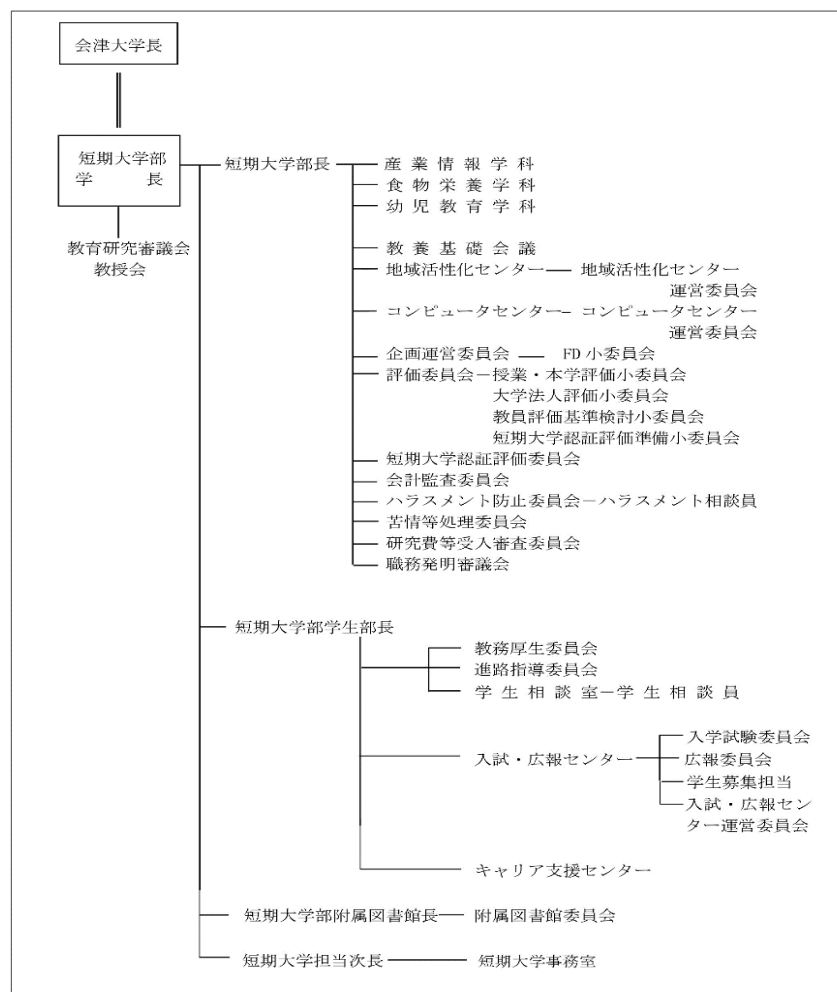
評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科、附属研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点3：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

(1) 短期大学部全体

学内組織図



本学には、学科としては産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科、幼児教育学科があり、他に教養基礎会議、地域活性化センター、コンピュータセンター等を配置しており、さらに短期大学部附属図書館を持つ。

各学科並びに教養基礎会議、コンピュータセンター、短期大学部附属図書館が教育研究を担い、地域活性化センターが教育研究と結びついた地域貢献を担っている。また短期大学部学生部長のもとに教務厚生委員会、進路指導委員会、学生相談室、入試・広報センター、キャリア支援センターが置かれ、入試・広報センターには入学試験委員会、広報委員会を配置して学内運営にあたっている。

また、事務全般を統括する短期大学担当次長のもとに短期大学事務室が置かれている。

本学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、地域社会の生活文化及び産業の向上発展に寄与することを目的としている。

本学では、短期大学部全体の基本目標及び大学の教育研究等の質の向上に関する目標（公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画 基本目標 短期大学部）（資料 3-1）の各項目を達成するため、前述の組織を適切に配置している。

（２）産業情報学科

産業情報学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料 3-2）に対応している。

各学科の教育研究上の目的：産業情報学科

「産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的とする。

ア 経営情報コースでは、経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目的とする。

イ デザイン情報コースでは、インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目的とする。」

経営情報コースの教員（ゼミ）は、商学、会計学、経済学、情報学各1、経営学2、デザイン情報コースの教員（ゼミ）は、インターフェース、インテリア、クラフト、プロダクト各1、グラフィック2で構成されている。経営情報コースの2014年度からの経営学商学部門拡充は、教員の異動に伴い、会計学2名の体制から、経営情報コースの中核

となる経営学・商学部門の増強を目指したものである。デザイン情報コースがインテリア2名体制からグラフィック2名体制に移行したのも、受験生や在学生の希望を反映したものである。

（３）食物栄養学科

食物栄養学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料 3-2）に対応している。

各学科の教育研究上の目的：食物栄養学科

「食物栄養学科では、高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことのできる人材を育成することを目的とする。

加えて、健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目的とする。」

食物栄養学科は栄養士養成施設の認可を受けており、栄養士の養成を行っている。栄養士法施行規則（厚生労働省令）の教育の内容に定められた専門分野の教育内容である「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」及び「給食の運営」について専任の教員を中心とした教育・指導体制を整えている。

また栄養士業務の専門性、高度化に対応するために設けたフードスペシャリスト資格やNR・サプリメントアドバイザー資格を取得するための科目、情報処理の科目、コミュニケーションの科目について専任及び非常勤教員が教育・指導にあたっている。

（４）幼児教育学科（2023 年度より幼児教育・福祉学科に名称変更）

幼児教育学科の教員編成は基本的に以下の「教育研究上の目的」（資料 3-2）に対応している。

各学科の教育研究上の目的：幼児教育学科

「幼児教育学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。」

幼児教育学科では、卒業時に幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得並びに社会福祉士の受験資格取得ができるよう、規則等（教育免許法施行規則、厚生労働省告示（児童福祉法施行規則関係）、社会福祉に関する科目を定める省令）で国が定める専門分野について専

任教員を配置している。

幼児教育分野においては、幼児教育学、発達心理学、障がい児保育、音楽、幼児体育、造形教育、教育学それぞれの専門性を有した専任教員を擁し、日常的に学生への教育、指導を行っている。また、福祉分野において児童福祉、地域福祉、ソーシャルワークそれぞれの専門領域の専任教員を配置して各分野の連携により幼児教育と福祉の多様な授業展開を行っており、随時履修モデルやカリキュラム編成の見直しを行っている。

以上により、短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するものについては、公立大学法人会津大学定款第18条に基づき、教育研究審議会において審議がなされることになっている。教育研究審議会は年4回程度開催されており、その際、必要に応じて教育研究組織の在り方についても審議が行われている。

また、福島県公立大学法人評価委員会では、毎年度、本学の中期計画及び年度計画に係る業務実績報告書等を審査し評価を行っているが、教育研究組織の適切性についても点検・評価を行っており、それらの意見を踏まえ、学長の指示をもとに、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上により、本学では、大学全体、各学科において、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

3.2. 長所・特徴

本学の掲げる理念・目的を達成するために、特色ある3学科による実学実践に基づく専門教育を行い、さらに、目的に応じた附属機関を適切に設置していると考ええる。

特に、公立大学法人として短期大学部に求められる地域貢献においては、地域活性化センターを2007年に設置し教育・研究成果を地域社会に還元したり、地域社会と連携して教育活動を行うことにより、各学科の実学を実践的に学ぶことにつながっている。また、福島県

内への一定の就職率を維持して地域に人材を送り出していることも、改善・向上に向けた取り組みを行っている成果と判断できる。

また、内閣府が進めるデジタル田園都市国家構想プロジェクトでは、会津若松市が共助型スマートシティ推進事業を目指す上で、市と公立大学法人、一般社団法人スーパーシティ AiCT コンソーシアムが基本協定を締結してデジタルを活用した生活の利便性向上や地域の活性化を図っていくなかで、本学もさらに地域連携を進めることとなる。

3.3. 問題点

研究については、毎年配分される研究費の他に会津大学の競争的研究費が導入され、また科学研究費等の外部資金へのアプローチも、科研費申請の説明会を開催するなどして積極的に応募を促し一定の成果は上げている。一方、研究成果の件数では研究紀要への投稿を含め、ここ数年は減少傾向にあり、「各学科の専門分野において、基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を行い、その研究成果を社会と地域に還元する」という研究に関する目標の達成が少し横ばいか、または減少傾向にある。

3.4. 全体のまとめ

本学では、本学の目的、基本理念、教育研究上の目的等を踏まえ、学科や附属図書館、地域活性化センター等を設置している。これらの組織において、公立大学法人としての性格を踏まえ、地域に根差した大学として、如何に社会に貢献することができるかを検討してきた。教育研究組織の適切性については、本学評価委員会で集約した内容を教授会、教育研究審議会で点検・評価を行うとともに、法人の内部評価を加え、毎年度、福島県公立大学法人評価委員会において点検・評価が行われ、それらの意見を踏まえ、学長の指示のもとに改善・向上を図ってきている。

3.5. 根拠資料

3-1 公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画

https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf

3-2 会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/kyouikumokuteki.pdf>

第4章 教育課題・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では「教育研究上の目的」、「教育目標」（資料4-1）に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている（資料4-1）。このポリシーは、全学共通のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、課程修了にあたって学生が修得することを求められる知識・技能・態度などについて、それぞれの学科の特徴を踏まえて明示されている。本学においては、これらのポリシーに基づき編成された教育課程において所定の単位数を修得した者に対して卒業認定をし、学位（短期大学士）の授与を行っている。

全学におけるディプロマ・ポリシー

会津大学短期大学部では所定の期間在学し、かつ本学の教育目標ならびに各学科で定める教育研究上の目的に基づいて設定された授業科目を履修し、所定単位数を修め、以下の知識、能力を修め、卒業認定された学生に対し学位を授与する。授与する学位は以下のとおりとする。

産業情報学科 短期大学士（産業情報）

食物栄養学科 短期大学士（食物栄養）

幼児教育学科 短期大学士（幼児教育）

各学科のディプロマ・ポリシー（抜粋）

<産業情報学科>

経営情報コース

1. 経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識
2. 情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力
3. 地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる能力

デザイン情報コース

1. インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野

におけるデザイン及び情報の基礎知識

2. 情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力

<食物栄養学科>

1. 高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」についての広く深い専門知識
2. 人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことができる知識、技術
3. 健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能

<幼児教育学科>

1. 本学科で学んだ理論と現場での体験を統合的に理解し、謙虚に自身の専門職としてのあり方を振り返ることができる姿勢
2. 子どもをはじめ、すべての人々に対する尊敬と愛情を持ち、一人ひとりへの関心を持つとともに、多様なニーズに対応できる専門知識と技術
3. 子どもをはじめ、すべての人々の権利尊重を基盤とした倫理観と、インクルーシブな視点を持ち、社会に存在する諸問題解決のために社会資源を活用することができる実践力と科学的洞察力

これらのディプロマ・ポリシーは、全学生と教職員に配布する「学生便覧」（資料 4-2）に掲載するとともに、学生に対しては入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンスにおいて周知している。また外部に対しては、「会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE」（資料 4-3）に掲載して高校訪問やオープンキャンパスにおいて配布、説明するとともに、会津大学短期大学部ホームページ（資料 4-1）により学内外に周知・公表している。

以上により、本学では授与する学位ごとに、ディプロマ・ポリシーを定め、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を定めている（資料4-1）。このポリシーは、全学共通のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、これらの方針に基づいて、本学の教育目標が達成できるカリキュラムを編成・実施している。全学的には、「幅広い教養と高い倫理観に根差した、判断力や総合力を有する人材を育成する」という教育目標のため、全学共通の教養基礎科目の履修を求め、さらに他学科科目を自由科目として履修することを可能にする編成としている。また、「専門性を有し、行動力、実践力のある人材を育成する」という教育目標のために、各学科の専門教育科目を配置している。

各学科のカリキュラム・ポリシーについては、それぞれの学科の特徴を踏まえて編成・実施方針を定めている。例えば、産業情報学科では「問題解決能力と創造的展開能力を有する人材を育成する。」「地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する。」という教育目標のために、卒業研究ゼミや地域プロジェクト演習などの実学的・実践的なカリキュラムを中心とした多角的な学びができる自由度の高いカリキュラム編成としている。また、食物栄養学科や幼児教育学科では栄養士、幼稚園教諭、保育士などの免許・資格取得に必要な科目を中心に、ディプロマ・ポリシーで求められている専門性を具体的に身につけることができるように編成している。

全学におけるカリキュラム・ポリシー

会津大学短期大学部の教育課程は、本学の教育目標並びに各学科の定める教育研究上の目的を達成するに必要な科目を、人間性を高める教養基礎科目、専門性を深める専門科目さらに自主的学習のための自由科目とで編成する。

各学科のカリキュラム・ポリシー（抜粋）

<産業情報学科>

産業情報学科の教育課程は教養基礎科目、専門教育科目、自由科目をもって編成する。また、専門教育科目は分野ごと十分な科目を効率的に学習できるように配置する。

<食物栄養学科>

食物栄養学科の教育課程は教養基礎科目、専門教育科目、基礎科目、関連科目、自由科目をもって編成する。専門教育科目は栄養士資格を中心に、フードスペシャリスト資格認定試験受験資格、NR・サプリメントアドバイザー認定試験受験資格を全て取得できるよう効率的に配置する。専門教育科目を学ぶ基礎を身につけるために基礎科目を配置する。習得した知識や技術をさらに深めるために関連科目を配置する。また、学生の自主的な学習機会を与えるために自由科目を配置する。

＜幼児教育学科＞

「教養基礎科目」では幅広く教養分野を学ぶ。「専門教育科目」では幼稚園教諭免許取得に関する科目、保育士資格取得に関する科目を中心に必修科目、選択必修科目を設置する。「自由科目」では、社会福祉系科目を充実させ、社会福祉士国家試験受験資格取得が可能であり（要2年の相談援助実務経験）、地域からの人材需要にも対応するとともに、特に幼児教育・保育と関連する福祉分野についてさらに深く学びたいという学生の希望に対応できるように配置する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、全学生と教職員に配布する「学生便覧」（資料4-2）に掲載するとともに、学生に対しては入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンスにおいて周知している。また外部に対しては、「会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE」（資料4-3）に掲載して高校訪問やオープンキャンパスにおいて配布、説明するとともに、会津大学短期大学部ホームページ（資料4-1）により学内外に周知・公表している。

以上により、本学では授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学ではカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、教養教育に相当し全学科に共通する「教養基礎科目」、それぞれの学科の専門性をいかした「専門教育科目」及び主に他学科聴講科目となる「自由科目」の3区分により構成している（資料4-2）。

教養基礎科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設けている。全学科において、2年間で12単位以上の修得を必修とする教育課程としており、「人間と文化」「人間と社会」「自然科学と技術」「総合科目」「国際コミュニケーション」及び「健康の科学」の6つに区分の上、30以上の科目を配置している。さらに、各学科の専門領域との関連性も考慮して、必修とする科目をそれぞれ定めた編成にしている。なお、これらの科目は教養基礎科目を担当している各学科所属の専任教員で構成される教養基礎会議において統括している（資料4-4）。

専門教育科目は、学科それぞれのポリシーに基づき、学生が基礎から応用へと段階的に専門性を高められるように、1年次前・後期、2年次前・後期の4つのセメスターに順次性・体系性を考慮して配置している。例えば、「情報活用概論」「栄養情報処理（基礎）」「コンピュータと情報Ⅰ」などの科目を1年次前期に配置することにより、ICTを活用した多様な学習がそれ以降に円滑にできるようにしている。また、「経営情報概論」「デザイン情報概論」「社会福祉概論」「教育学概論」などの概論科目を1年次前期に配置することにより、各学科の専門の概要を早い段階で把握できるようにしている。さらに、食物栄養学科では高校での十分な化学履修がない学生への対応のため、1年次前期に基礎科目として「基礎化学」と「基礎実験」を配置する工夫もしている。このように本学では初年次教育・高大接続に配慮した教育課程の編成をしている。4つのセメスターの順次性が明確な科目としては、産業情報学科の専門教育科目「データ分析基礎」「統計学」「統計解析」「データ分析応用」が一例として挙げられる。

自由科目は、異なる分野の知識やスキルを習得して学際的かつ総合的な視野を養うことを目的に、他学科の専門教育科目等を配置している。また、リメディアル教育科目も自由科目に含めている。

また、教育目標にある「実践力」「問題解決能力と創造的展開能力」を修得するために実習・演習科目を配置し、実験やフィールドワークなどを通して学生が実体験に根差した学習ができる教育課程としている。さらに本学は地域との連携を重視しているため、「復興支援特別演習」「地域プロジェクト演習」など地域に関わる科目を配置するとともに、地域の課題解決に取り組むゼミナールや卒業研究なども配置することにより、社会的及び職業的自立に必要な能力を修得する機会としている。これらの科目は実学的・実践的な技能の修得を考慮して、表4-1に示す資格・免許を取得できるように編成されている。正課教育のキャリア教育としては、「キャリア開発論」も開講している（資料4-5）。

表 4-1 本学で取得可能な資格・免許（資料4-2）

学科	資格・免許
産業情報学科	二級・木造建築士〔受験資格〕
産業情報学科	商業施設士（補）〔受験資格〕
食物栄養学科	栄養士免許
食物栄養学科	フードスペシャリスト〔受験資格〕
食物栄養学科	NR・サプリメントアドバイザー〔受験資格〕
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許
幼児教育学科	保育士資格
幼児教育学科	社会福祉士〔受験資格〕
全学科	社会福祉主事（任用資格）

以上により、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。なお、これらの科目の開設状況や内容については、シラバスや学科課程表を本学ホームページ（資料 4-5）上に掲載して学内外に周知・公表している。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

シラバスは教育目標、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づきそれぞれの科目の担当教員が作成している。2022 年度は、教育の質保証の PDCA サイクルの一環としてシラバスの見直しに着手し、シラバス作成要領（資料 4-6）を整備して記載内容の充実化を図った。シラバスには授業形態、開講時期、単位数、授業の意義や概要を示すための内容及び各回の計画、評価方法とその割合、教科書・参考書、学習到達目標、担当教員の実務経験、先修条件等を記載し、学生が授業の選択や履修計画を立案したり、授業の準備学習等を進めるための資料として利用できるように配慮している。2022 年度にはシラバス作成要領（資料 4-6）を整備して記載内容の充実化を図った。さらに、学生による授業評価（資料 4-7）においてシラバスの有用度に関する設問を設けることで、シラバス改善のためのフィードバックを教員に提供している。なお、シラバスは本学ホームページ（資料 4-5）上に掲載して学内外に周知・公表している。

2022 年度に引き続き 2023 年度もシラバスの内容検討を行うこととしており、2024 年度からのシラバス様式は、教員がディプロマ・ポリシーに基づいた授業を計画立案しやすく、また、学生がディプロマ・ポリシーに向かって学習計画しやすくするために、授業の目的、ディプロマ・ポリシーとの関係、学生の主体的な学習を支援するために当該授業に取り入れる授業方法及び担当教員への連絡方法（質問・相談方法）等の記載欄を設定する方向で、学内調整を始めたところである。同時に、FD 小委員会では、大テーマ「教育の質保証」のもと小テーマ「PDCA サイクルと質保証のための学内体制の構築」の研修会を開催し、効果的に教育を行う方法に向けた基礎固めを行っている。

履修指導については、毎年 4 月には新入生ガイダンスと 2 年生前期ガイダンスを、後期にも後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開催し、学生便覧（資料 4-2）に基づき授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて教務厚生委員が詳しく説明している。この際、各学科で履修モデル（資料 4-8）を提示し、学生が系統的な履修計画を立てられるようにしている。また、個別の学生の単位修得状況に応じて、教務厚生委員と学生が所属するゼミ教員間で連携した指導をしている。さらに個別の学習指導ができるよう

に、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外に研究室を訪れた場合やメールでの質問についても柔軟に対応している（資料4-9）。

効果的な学習では欠くことのできないICTの活用については、新入生の入学直後にコンピュータガイダンスを実施し、本学が提供する各種クラウドシステム、無線LANへの接続、学務システムの利用方法等を説明している。加えて情報倫理やネット利用時の各種トラブル対応等のネットワークリテラシーについても指導している（資料4-10）。

授業内容や形態については、ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ（産業情報学科）、卒業研究（食物栄養学科）及び基礎演習・特別演習（幼児教育学科）において、少人数の特性をいかしてグループディスカッションや主体的な学習や双方向の学習ができるように工夫している。特に、2年間の集大成となる成果物の作成や発表（学外でのコンペティションを含む）の機会を設けることで、学生が主体的に取り組むための素地を整えている。これらの成果物については本学ホームページ（資料4-11）上に掲載して学内外に公表している。また、学生の自主学習のために、コンピュータ関連施設の開放、本学附属図書館の開館時間の延長及び土曜開館を実施し、学生が自ら学べる環境を提供している（資料4-2）。

以上により、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

本学では各科目のシラバスに明示した評価方法とその割合に基づいて成績評価が行われ、60点以上の評価に対して単位を認定している（資料4-12 第12条）。2023年度からのGPA導入に伴い規程を改め、これまで4段階評価であった成績の評価基準を、S（90点以上100点まで）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）とし、この基準に従って客観性・厳格性を確保した成績評価を適用することとしている。なお、学生が成績に疑義を持った場合は、異議を申し立てることができる（資料4-2）。

既修得単位の認定は学則（資料4-13 第23条）に基づき、本学入学前に、他の大学・短期大学等で修得した単位を申請後、担当教員の審査を経て、本学において履修したものとみなすことができる。ただし、認定により修得できる単位数は30単位としている。また、本学への入学後に協定を締結している他大学で修得した単位を認定する制度を設けている（資料4-13 第22条）。具体的には、アカデミア・コンソーシアムふくしま（福島県高等教育協

議会）の単位互換協定によって他大学の授業を履修できるようにしている（資料 4-14、4-15）。

ディプロマ・ポリシー及び卒業の要件については、学則（資料 4-13 第 24 条）及び学生便覧（資料 4-2）に明示している。卒業要件は学則に基づき 2 年以上在学し、各学科が定めた所定の単位数を修得することである。これらを満たした者に対して短期大学士の学位が授与される。卒業の認定については各学科で精査し、教授会での審議を経て学長が決定する（資料 4-16）。

以上により、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学では卒業要件に基づく成績評価及び単位認定に加えて、その他の指標による学生の学習成果の把握・評価に努めている。

個々の学生の総合的な学習成果を測る指標を、これまで用いてきた素点平均から GPA に切り替えることを 2022 年に決定した。これに伴い、「会津大学短期大学部科目の履修及び認定試験に関する規程」を廃止し、新たに「会津大学短期大学部履修規程（資料 4-12）」に GPA の算定内容等を盛り込んだ。GPA は 2023 年度より成績表に記載され、学生自身が個々の成績を客観的に把握し、GPA に基づいて自分の履修ペースが適正かどうかを判断しながら履修計画を主体的に立てられるようにする。さらに、学生への指導の充実を図るために、学科別に GPA のヒストグラムと平均値及び修得単位数のヒストグラムと平均値を算出し、学生の修学状況の確認ができる体制を準備した（資料 4-17）。

学生の学習成果を把握するために、在学生による本学評価アンケート（資料 4-18）も実施している。ディプロマ・ポリシーの認知度や学習の到達度などについて 5 段階評価で回答した結果を、全学、1・2 年生別、学科・コース別に集計している。例えば、2021 年度の集計結果からは、設問「専門分野の学問を修得することができている」に対して 5 段階評価の 2 年生の全体平均値は 4.34、設問「実践的知識・技術・技能を身につけることができている」では 4.33 と、概ね良好な結果であることが確認できる。一方、ディプロマ・ポリシーの認知度については 3.92、「ディプロマ・ポリシーに基づいて教育が行われている」という設問では 3.98 と、やや改善の余地を残す結果であることが確認できる。

学習成果の把握のためには、食物栄養学科や幼児教育学科における実習先施設からの外部評価についても教務厚生委員会を中心に学科教員で定期的に検証し、情報を共有して「教育研究上の目的」に沿った教育成果を達成するための授業改善に役立てている。

2023 年度から、各学科において、カリキュラムツリー及びカリキュラムマップの整備についての検討を始めることとした。また、各科目のディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習状況の把握及び評価が可能となるよう、2024 年度からのシラバス様式変更を検討したところである。

以上により、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程が社会・時代の変化等に適応しているか、その内容、方法の適切性について、毎年度定期的に検証を行っている。各学科会議における検討を経て、教務厚生委員会においても再検討し、その結果は部科長会議及び教授会において審議され学内の共有を図っている。この結果、2022 年度では二つの科目を廃止し、新たに二つの科目を新設している（資料 4-19、4-20）。

点検評価については、中期目標を達成するために策定された年度計画について達成状況（教育成果）を各教員、学科及び評価委員会で評価し、次年度計画の策定のためにフィードバックしている。これに基づき教育課程の改善へとつなげている（資料 4-21）。また、各学期末に実施する学生による授業評価（資料 4-7）では、非常勤教員を含む全教員に評価結果に対する回答を求めており、教員が教育内容や方法について検証・改善を図っている。さらに、授業評価と同時に実施している学生による本学評価（資料 4-18）では、カリキュラムや教育方法全般に関する設問を設けることで、教育課程の適切性を評価する根拠資料となっている。

以上により、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

4.2. 長所・特徴

ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ（産業情報学科）、卒業研究（食物栄養学科）及び基礎演習・特別演習（幼児教育学科）や、地域プロジェクト演習、復興支援特別演習等を中心として、地域や社会の問題を顕在化させ、具体的な解決策を学生に提案させる PBL の要素を

取り入れた教育を展開している（資料 4-5）。ここでは実学実践的なテーマが取り上げられることが多く、調査研究の過程で直接現地を見ること、地域の人々や他大学の学生との交流により学生の社会性が飛躍的に成長している。また、これらのことを通して地域の人々の本学への理解が深まり、地域と本学との結びつきを強める効果も認められる。これらの取り組みの例として、産業情報学科経営情報コースでは卒業研究論文を執筆し、その報告会を一般公開している。産業情報学科デザイン情報コースでは卒業展（作品展）を開催し、作品集も作成・公開している。また、卒業研究作品が東北現代工芸美術展にて最高賞を受賞するなど一般コンペティションへの参加にも積極的に取り組んでいる。食物栄養学科では福島県会津地方振興局と連携した給食メニューの開発にも取り組んでいる（資料 4-11）。

食物栄養学科や幼児教育学科で展開されるフィールド型授業は「給食管理実習（学外）」「教育実習」「保育実習」「ソーシャルワーク実習」など（資料 4-5）、時代や社会のニーズへの対応も十分に含めた臨場感のある学習の機会を学生に提供して教育効果の向上を図っている。また、これらの学科では、実務家による実践的な教育を展開するために実務家をゲストスピーカーとして数多く招聘し、実学実践的教育の深化を図っている（資料 4-22）。

4.3. 問題点

2022 年度に策定したシラバス作成要領は現行のシラバスの様式の中で内容の充実化を図る取り組みであった。しかし、この様式では各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの対応関係を示す項目がないなど、まだ改善の余地がある。さらに、シラバスの内容を組織的に検証する枠組みも整備し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを確立する必要がある。

また、ディプロマ・ポリシーに基づく教育成果の検証のために、社会に送り出した学生の状況調査などが必要である。現在はキャリア支援センターによって、卒業生の進路先に対する調査は行っているが（資料 4-23）、卒業生自身への追跡調査は実施していないため、卒業後にどのようなキャリアを積んでいるのか、本学での教育成果が社会の中でどのように活用できているか検証する必要がある。

4.4. 全体のまとめ

本学では、学科ごとにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、これを公表している。これらのポリシーに基づき、教養教育に相当し全学科に共通する「教養基礎科目」、それぞれの学科の専門性をいかした「専門教育科目」及び主に他学科聴講科目となる「自由科目」を適切に編成している。また、開講時期についても順次性及び体系性を考慮した配置となっている。

2023 年度から導入する GPA 制度は、学生自身が個々の成績を客観的に把握し、GPA に基

づいて自分の履修ペースが適正かどうかを判断しながら履修計画を主体的に立てられるようにするものである。今後、GPAに基づく適切な履修指導の枠組みの整備を進めていく必要がある。

4.5. 根拠資料

- 4-1 会津大学短期大学部 HP「教育方針」
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/policy.html>
- 4-2 2022 年度学生便覧
- 4-3 会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2023
- 4-4 会津大学短期大学部教養基礎会議規程
- 4-5 会津大学短期大学部 HP「シラバス」及び「時間割」
<https://pota3.jc.u-aizu.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>
- 4-6 シラバス作成要領
- 4-7 学生による授業評価
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/examination.html>
- 4-8 1 年生学科別ガイダンス配布資料「履修例・履修モデル」
- 4-9 オフィスアワー実績
- 4-10 コンピュータガイダンス資料
- 4-11 各学科・コースの学生の活動・作品・研究
産業情報学科 経営情報コースの活動・研究
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/department/md/m-work.html>
産業情報学科 デザイン情報コースの活動・作品
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/department/md/d-work.html>
食物栄養学科の研究・作品・活動
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/department/fn/fn-work.html>
幼児教育学科の活動・研究
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/department/ce/ce-work.html>
- 4-12 会津大学短期大学部履修規程
- 4-13 会津大学短期大学部学則
- 4-14 アカデミア・コンソーシアムふくしま 単位互換について
<http://acfukushima.net/credittransfer/>
- 4-15 福島県高等教育協議会加盟大学間相互単位互換に関する申し合わせ
- 4-16 2023 年 3 月 1 日教授会資料：2022 年度課程修了の認定について
- 4-17 2022 年 10 月 21 日教授会資料：成績指標としての GPA の活用について
- 4-18 在学生による本学評価集計結果
- 4-19 2022 年 7 月 15 日教授会資料：幼児教育学科自由科目に係る科目の新設について

- 4-20 2023 年 2 月 17 日教授会資料：産業情報学科専門教育科目の新設及び廃止について
- 4-21 2022 年度年度業務実績報告
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/corporate-info.html>
- 4-22 2023 年度特別講義実施計画
- 4-23 2023 年 2 月 17 日教授会資料：卒業生進路先アンケート

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 短期大学部全体

本学は、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目標としている。また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指している。加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的としている。

このような本学の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページ（資料5-1）、CAMPUS GUIDE（資料5-2）、学生募集要項（資料5-3）に明示している。2017年には、「障がいのある学生受入れ方針」を定め、障害のある学生本人及びその保護者等と十分な事前相談を行いながら、本学で提供可能な範囲において、合理的配慮に基づく支援を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で特に2020-2021年度は対面式オープンキャンパスの実施が難しかったが、その際はオンデマンド方式で視聴できる動画を作成することによってアドミッション・ポリシー等について適切な公表を実施した。

また、総合型選抜若しくは学校推薦型選抜において調査書や活動報告書を対象とする配点があり、その採点を通じて入学前の学習歴等を客観的に評価している。

このように、アドミッション・ポリシーに加えて、多様な入学者選抜制度を採用することにより、入学希望者が、本学が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を把握しやすいように選抜方法や基準を設定している。

(2) 産業情報学科

産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的としている。

経営情報コースでは、経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野を中心に、企業や地域社会に関する体系的・実践的な専門知識を身につけ、情報収集・分析・活用に関する能力や創造的展開・企画・伝達に関する能力を養い、社会的課題の解決を通じて、地域産業の活性化やまちづくりに貢献できる人材を育成することを目指している。

デザイン情報コースでは、インターフェース、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野を配置し、デザイン及び情報の基礎能力を身につけるとともに、より専門性を深め、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノ・事のデザインができる能力を備えた人材を育成することを目指している。

このような学科、各コースの「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、産業情報学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 5-1）、CAMPUS GUIDE（資料 5-2）、学生募集要項（資料 5-3）に明示している。

（３）食物栄養学科

食物栄養学科では、高齢化や生活習慣病が進行する地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、人々がそれぞれのライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援を行うことのできる人材を育成することを目的としている。

加えて、健康食品や食の安全・安心などへの関心の高まりと相まって「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目指している。

このような学科の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、食物栄養学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 5-1）、CAMPUS GUIDE（資料 5-2）、学生募集要項（資料 5-3）に明示している。

（４）幼児教育学科

幼児教育学科では、人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する教育・保育問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で教育・保育の向上に寄与できる人材を育成することを目的としている。

このような学科の「教育研究上の目的」に合致する学生を受け入れるために、幼児教育学科のアドミッション・ポリシーを、本学ホームページ（資料 5-1）、CAMPUS GUIDE（資料 5-2）、学生募集要項（資料 5-3）に明示している。

以上により、学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 短期大学部全体

学生募集については募集人員、選考方法、試験科目の配点、出願期間等の入学試験にかかる情報や、併せて授業料その他の費用や経済的支援に関する情報について、本学ホームページ（資料5-1）、CAMPUS GUIDE（資料5-2）、学生募集要項（資料5-3）に明示することにより、学生募集及び入学者選抜を実施している。

オープンキャンパス、進学相談会、教員による福島県内外の高等学校への個別訪問などを通じて本学の入試に関する情報の周知を行うとともに学生募集を広く行っている。

学生募集及び入学者選抜に係る事項については、各学科の教員及び事務職員から構成する入学試験委員会で審議した後、本学教授会での審議を経て決定している。

入学者選抜は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、高等専修学校・各種学校等入学生特別選考、社会人入学生特別選考、外国人留学生選考を通して実施している。学校推薦型選抜においては、本学が指定した高等学校から入学者選考を行う特別推薦（指定校推薦）入学者選考を併せて行い、公立大学として入学者の受け入れを充実させている。

学校推薦型選抜においては推薦者たる高等学校長に本学のアドミッション・ポリシーを理解の上、推薦するよう依頼している。また、総合型選抜、学校推薦型選抜及び一般選抜Ⅱ期における面接においては、受験生のアドミッション・ポリシーの理解度を見るとともに、その観点からの評価も心がけている。

一般選抜においては、学力試験を課す選抜、大学入学共通テストを利用する選抜により、入学者の選考を行っている。多様な入試形態での入学者の選考を通して、本学の受け入れ方針に基づいた入学者選考・選抜を行っている。

各学科の教員から構成される入学試験委員会の監督のもと、定められた実施要領に基づき、全ての入学者選抜・選考において出題から採点・入力に至る全ての過程を厳重に管理しており、情報の秘密性を確保するとともに公平・公正な入試が実施できる適切な体制となっ

ている。また、合格者の決定は学科会議で合否判定案を作成し、教授会の議を経て学長がこれを行っており、入学者選考・選抜は公正かつ適切に行われている。

このように本学での入学者選抜については、透明性・妥当性を確保する厳格なシステムが構築されており、このシステムの下、入学者選抜は適切に実施されている。

(2) 産業情報学科

アドミッション・ポリシーに基づき、産業情報学科では、学校推薦型選抜において学科の履修に深く関連した検定試験（簿記検定試験、情報処理検定試験、情報処理技術者試験、実用英語技能検定、日本漢字能力検定試験）の上級合格者を対象とした若干名の資格推薦入学者選考制度を利用して、学科関連分野に秀でた能力を有する学生の獲得に努めている。小論文の課題のほか、実技試験を選択して受験することが可能であり、様々な能力を一定以上有する学生の獲得を目指して選考試験を実施している。また、一般選抜においては、主となる一般選抜（一般Ⅰ期A）に加えて3月初旬に若干名の募集による一般選抜（一般Ⅱ期）を行い、受験生に複数回の受験の機会を設けて入学者選抜を行っている。

(3) 食物栄養学科

アドミッション・ポリシーに基づき、食物栄養学科では、学校推薦型選抜において学科の履修に深く関連した検定試験（実用英語技能検定、食物調理技術検定）の上級合格者を対象とした若干名の資格推薦入学者選考制度を利用して、学科関連分野に秀でた能力を有する学生の獲得に努め、入学後の学生のキャリアパスを見通した入学者選考を実施している。また、一般選抜（一般Ⅰ期A）において試験科目に「食物栄養基礎」も選択できるようにしている。

(4) 幼児教育学科

アドミッション・ポリシーに基づき、幼児教育学科では、推薦入学者選考において学科の履修で不可欠である社会の出来事を多角的な視点から分析できる能力及び国語の読解能力を測る出題を小論文で課している。また、学科で取得可能な資格に関連したコミュニケーション能力を試験するため、受験生が活動報告をプレゼンテーションする面接試験を実施し、入学後の学生のキャリアパスを見通した入学者選考を実施している。

以上により、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学全体の入学定員は、本学の教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮した上で、いずれも 150 名（産業情報学科 60 名、食物栄養学科 40 名、幼児教育学科 50 名）と学則で定めている。

学科ごとに定められている入学定員・収容定員に基づき、入学試験委員会、各学科会議、学部教授会において入学者数を決定し、適切な収容人員数を管理している。

過去 5 年間における入学定員充足率は表 1 に示すとおりであるが、産業情報 1.05、食物栄養学科 0.98、幼児教育学科 1.00、本学全体 1.01 である。また、過去 5 年間における収容定員充足率は表 2 に示すとおりであるが、産業情報学科 1.03、食物栄養学科 0.97、幼児教育学科 1.01、本学全体 1.02 である。

表 1 入学定員充足率（小数点第 3 位を四捨五入）

学科名	定員	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
産業情報学科	60	1.07	1.10	1.03	1.03	1.03	1.05
食物栄養学科	40	1.03	1.10	0.93	0.78	1.05	0.98
幼児教育学科	50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
本学全体	150	1.03	1.07	0.99	0.95	1.03	1.01

表 2 収容定員充足率（小数点第 3 位を四捨五入）

学科名	定員	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
産業情報学科	120	1.08	1.11	1.08	1.04	1.03	1.03
食物栄養学科	80	1.04	1.06	1.01	0.85	0.91	0.97
幼児教育学科	100	1.01	1.01	1.00	1.00	1.02	1.01
本学全体	300	1.05	1.06	1.04	0.98	0.99	1.02

以上により、本学は、学則で定めた入学定員及び収容定員に基づき、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を適正に管理していると判断できる。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、アドミッション・ポリシー（資料 5-1～5-3）に基づき定期的に入学試験委員

会において、学生募集及び入学者選考・選抜についての事項を本学全体の視点から検討を行い、募集にかかる施策の方針を決定、実施している。入学者選考・選抜に当たっては、各学科において定めるアドミッション・ポリシーに基づき、各学科において合否判定を行い、その結果を本学教授会が審議することで各学科の入学者選抜の適否を検証している。入学者選抜試験制度についても、入学試験委員会において検証を行うことで、次年度の試験を適切に実施している。

各学科では、定期的な学科会議において各選考・選抜における入学者の入学後の状況等も考慮しながら、当該年度の学生募集及び入学者選考・選抜試験についての検証を行い、次年度の学生募集にかかる施策、入学者選抜試験制度を協議している。

入学者選抜は、定められた実施・監督要領に基づき厳正・厳格に実施している。入学者選考・選抜の合否については、各学科においてアドミッション・ポリシーに基づき判定した後、教授会にて本学アドミッション・ポリシーと照らし合わせ、判定が妥当であるかを全体で検証・審議し、合否の判定案を承認し、学長が最終決定を下している。また、入学試験委員会が、当該年度の入学者選考・選抜の結果について検証し、その結果を本学教授会に報告、議論を重ねることで、次年度の入学試験制度の更なる改善を重ねている。さらに入学試験委員会では、当該年度の入学者数の把握と分析を行い、入学定員と収容定員の適正化に努めている。

以上により、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

5.2. 長所・特徴

本学では、学科横断的に全体で学生受け入れに関する業務への取り組みを進めてきた。その中で入学試験委員会と広報委員会及び地域活性化センターとの連携体制を構築し、高校訪問などの広報活動、派遣講座などを積極的に実施することにより、本学と会津地域を中心として高等学校進路指導担当教員との信頼関係が構築できている。この施策は学生募集上きわめて重要であり、今後も限られた予算及び大学内リソースを、学科ごとのような小さな単位に分散するのではなく、選択と集中により学生獲得のための方策をより一層充実させるべく、全体で戦略的な訪問・派遣講座計画の策定を行う。

2017 年度から新たに入試・広報センターによる入試情報分析、高等学校への一貫した継続的な広報活動を実施するために、予算措置を含めた学内での整備を進めている。入試・広報センターには専属スタッフ（非常勤嘱託員）の配置もなされ、志願者数の減少に歯止めをかけ、今後一層充実させていく方針である。

2019 年度から本学の情報発信のより一層の充実のために本学ホームページのリニューアルを行った。

なお、2019 年 8 月から 2021 年度まで学部長の諮問機関として入試改革ワーキンググループが設置され、本学の入試改革について議論された。ワーキンググループや各学科での検討を経て 2022 年度入試から総合型選抜を実施するに至っている。

5.3. 問題点

今後、更なる本学独自のカリキュラム等を含めた情報発信を進めていく上で、高校生が本学の授業、実習などを体験できるための施策の整備が必要である。

入学試験の動向についての細やかな分析が十分とはいえないため、入試・広報センターを中心とした対応の充実が必要である。また、広報について、高校訪問は割り当てられた学科の教員が、翌年は違う地域を訪問するため、高校との連携の継続が、前年度の高校訪問記録の参照だけになってしまい、より頻繁な接触や、年度を越して継続・充実した交流が難しいことが改善を要する点である。

5.4. 全体のまとめ

本学は限られた予算及び大学内リソースを学科ごとのような小さな単位に分散するのではなく、学科横断的に全体で学生受け入れに関する業務への取り組みを進め、入学試験委員会と広報委員会及び地域活性化センターとの連携体制構築、高校訪問などの広報活動、派遣講座などを積極的に実施することにより、本学と会津地域を中心として高等学校進路指導担当教員との信頼関係が構築できている。2017 年度から新たに入試・広報センター開設及び専属スタッフ（非常勤職員）配置もなされ、志願者数の減少に歯止めをかけ、今後一層充実させていく方針である。2019 年度から情報発信充実のために本学ホームページのリニューアルや、2022 年度入試から総合型選抜実施も行うなど新たな取り組みも実施した。

しかし一方で、入学試験の動向についての細やかな分析が十分ではないなどの課題があり、入試・広報センターを中心とした対応の充実が今後更に必要である。

5.5 根拠資料

5-1 会津大学短期大学部 HP「教育方針」

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/policy.html>

5-2 会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2023

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/campusguide2023.pdf>

5-3 会津大学短期大学部 2023 年度（令和 5 年度）学生募集要項

[一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜]

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 短期大学の理念・目標に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は「会津大学短期大学部学則」（資料6-1）において、その教育目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与すること」と定めている。この教育目的に従って、本学には産業情報学科（経営情報コース及びデザイン情報コース）、食物栄養学科、幼児教育学科の3つの学科が設置され、それぞれの学科には「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料6-2）により教育研究上の目的が明示されている。

本学においては、教員の採用に際し、教育研究上の目的を達成するため、「人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動等」について「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料6-3）を定めている。また、学校教育法第92条で定められた教授、准教授、講師、助手の各職位に対してはそれぞれに求める資格を前述「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料6-3）によって定めている。

また、本学は同一法人傘下にある会津大学とともに、「本学の使命及び目標を踏まえ、役員及び職員が職務を遂行していく上での指針、基準となるべき「行動規範」を制定し、一人ひとりがこれを実践」することを目的とした「会津大学行動規範」（資料6-4）に基づき、教職員倫理意識の向上を目指している。

産業情報（経営情報コース及びデザイン情報コース）、食物栄養、幼児教育の各学科は、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料6-2）で示した教育研究上の目的に従い、適切な教員配置及び教員編制を行っている。また、この教育研究上の目的に沿って学科のカリキュラムを編成し、主たる科目を専任教員が担当することにより卒業までの教育課程で責任を持って学習指導を行っている。

上述「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料6-2）に従って、産業情報学科では経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれ「経営学、商学、会計学、経済学、情報学の各分野」を担う教員と、「インターフェース、イン

テリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各専門分野」を担う教員を配置している。食物栄養学科では「食」と「健康」について広く深く専門知識」を教授する教員、「食」へのニーズが多様化・高度化する現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能」を教授する教員を配置している。また、幼児教育学科では「地域社会の幅広い分野で教育・保育」に関して教授する教員を配置している。

各教員の役割については、学校教育法第 92 条に明示された教育と研究、及び実務においての役割分担に基づき相互に連携し業務を取り行っている。

また、本学の教育研究については「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」(資料 6-5) によって明示された指揮体系に基づき、学部長、学科長、学生部長を配置し、これに従って業務が執り行われている。加えて「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」(資料 6-6) 第 5 条によって学科長、第 7 条によって短期大学部附属図書館長、第 8 条によって学生部長を置くことが定められている。さらに学生部長の職務について第 9 条に明示している。

以上により、短期大学の理念・目標に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2. 教育組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編成のための措置

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学における専任教員数については、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び別表第一イの表を満たす形で配置されている。また食物栄養学科においては「栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）」及び「栄養士養成施設指導要領について」に従い、幼児教育学科においては「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」及び「教職課程認定基準」に従い配置されている。

専任教員の職位については「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 6-5）により、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことが定められ、これに従って教員組織を整備している。2022 年 11 月現在における各学科の専任教員数については以下のとおりだが、各学科の専任教員数は短期大学設置基準を上回っている。

なお、食物栄養学科においては、栄養士養成施設として栄養士法施行規則の規定に基づき、専任教員として助手を配置している。

産業情報学科 11 名（教授 5 名、准教授 4 名、講師 2 名）
食物栄養学科 10 名（教授 3 名、准教授 2 名、講師 2 名、助手 3 名）
幼児教育学科 10 名（教授 4 名、准教授 2 名、講師 4 名）

これら専任教員は前述「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」（資料 6-2）における教育研究上の目的を遂げるため適切な専門分野を網羅するよう配置している。

またこれに加えて教育及び研究、実務を補助する役割として、産業情報学科（4 名）及び幼児教育学科（2 名）には、非常勤実習助手を配置している。

本学においては、「会津大学短期大学部学則」（資料 6-1）第 40 条により教授、准教授、講師、助教、助手が配備されるとされ、これに従って教員組織は教授、准教授、講師、助手によって構成されている。

また、教員は「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 6-6）第 3 条に従い、産業情報学科、食物栄養学科、幼児教育学科のいずれかに所属している。所属の基準は同第 4 条において定められ、学長が教授会に諮り決定している。

本学の教養教育は学則第 19 条に基づき「教養基礎科目」を設定している。この運営をするにあたり、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 6-6）第 14 条によって教養基礎会議を設置している。教養基礎会議の運営にあたっては教養基礎科目を担当する教員が構成員となり、学長が指名する本学の専任の教員をもって充てられた教養基礎会議議長が業務を掌理している（資料 6-7）。

以上により、教育組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員採用及び昇任については「会津大学短期大学部教員選考規程」（資料 6-8）が設けられ、これに従って進められている。また選考の基準は「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料 6-3）によって定められている。教員の人事については「会津大学短期大学部教育研究審議会規程」（資料 6-9）によって定められた規定に従い、審議を経て決

定する。

採用及び昇任にあたっては学科長が学科所属教員の3分の2以上の同意を得て学長に申請し、教授会において選考委員会が設置される。選考委員会での審議を経たのち、教授会において構成員の3分の2以上の出席のもと、投票により出席者の3分の2以上の多数をもって決定する。この結果を学長が理事長に申し出ることにより任用される。その結果を会津大学短期大学部教育研究審議会へ報告する。

なお、採用選考の手続きに関しては上記「会津大学短期大学部教員選考規程」（資料6-8）第3条により一般公募又はその他の方法により開始するとされ、選考委員会が作成した公募要項によって進められている。

以上により、本学における教員の募集、採用、昇任は公正かつ適切に行われていると判断できる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動にあたっては、「会津大学短期大学部 FD 小委員会規程」（資料6-10）に基づいた FD 小委員会が設けられ、これが FD 活動全般を企画立案し推進している。FD 小委員会の審議事項はその規定によって定められている。

FD 小委員会は企画運営委員会の下部組織として位置付けられ、「会津大学短期大学部企画運営委員会規程」（資料6-11）によって定められたファカルティ・ディベロップメントに関する事項を検討することになっている。企画運営委員会委員長は学長又は短期大学部長をもって充てるとされ、FD 小委員会は学長又は短期大学部長のガバナンスの下で運営されている。

また FD 小委員会は、企画運営委員長から指名された各学科の教員各1名、評価委員長から推薦された教員1名を構成員とすることが「会津大学短期大学部 FD 小委員会規程」（資料6-10）により定められている。この規定により、本学の各学科からの意向が FD 小委員会に反映され、企画立案内容が各学科にフィードバックされる形が取られている。

本学では教員の授業を学生目線から評価するために前期と後期の年に2回の授業評価アンケートを実施している。これは「会津大学短期大学部評価委員会規程」（資料6-12）に基づき設置した会津大学短期大学部授業・本学評価小委員会が、アンケート項目の精査、

アンケートの実施、並びにアンケート結果の集計を行っている。アンケート結果を授業担当者にフィードバックし、担当者は改善点などを含むコメントを担当授業ごとに提出する仕組みを構築している。集計結果は冊子として製本し、図書館に配架することで広く学生の目に触れられるようにしていることに加え、本学ホームページ上で公表している。

教員の教育活動、研究活動、及び社会活動については、年度ごとに教員業務活動実績報告書の提出が義務付けられ、教員評価基準検討小委員会の集約した結果を学長に報告している。

上記の会津大学短期大学部授業・本学評価小委員会と教員評価基準検討小委員会はその上部組織である会津大学短期大学部評価委員会の規定に基づいて設置され、本学として組織的かつ体系的に運営している。またその審議内容は「会津大学短期大学部評価委員会規程（資料 6-12）」において定められている。

以上により、本学においては、ファルカルティ・ディベロップメント活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

6.1.5. 教育組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、公立大学法人会津大学として「中期目標・中期計画」を策定し、毎年「業務の実績に係る報告書」をまとめる形で検証を行っている。この「中期目標・中期計画」は公立大学法人化後の 2006 年から開始し、6 年ごとの見直しを経て今年で第 3 期となる。さらに、検証結果である「業務の実績に関する報告書」は福島県公立大学法人評価委員会によって再度検証され、その結果は毎年「業務の実績に関する評価結果」としてまとめられている。これらは全て本学ホームページ上に掲載され、誰もが閲覧できる形になっている。

本学では、「業務の実績に関する報告書」を「中期目標・中期計画」に沿って五つの大項目とそれに付随した細項目で構成し、細項目ごとに A（年度計画を上回って実施している）・B（年度計画を予定通り実施している）・C（年度計画を下回って実施している）・D（年度計画を大幅に下回って実施している）で評価している。

以上により、本学では教育組織の適切性は定期的に点検・評価を行い、これに基づいた改善を行う不断の取り組みを行っている判断できる。

6.2. 長所・特徴

本学においては、教員の採用及び昇任の人事を規定に則り適切に行っている。採用及び昇任にあたっては当該学科教員のみならず、他の学科から選出された選考委員を交えた選考委員会を教授会承認に基づいて組織し、学科に留まらず、全学的利益の観点から公正に選考を行っている。

教員の雇用については、その職位に関わらず任期付き雇用ではなく、その安定的な雇用条件を背景に、本学の授業、研究、学内運営は大変円滑に進められている。

6.3. 問題点

多くの大学が「求める教員像」を策定し、それに基づいて各学部の編制方針が定められ、これらを一体とした大学組織を作り上げている。本学においては、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を「会津大学短期大学部教員選考基準」（資料 6-3）により採用しているところであるが、本学が求める教員像をより明確に示すポリシーを策定する必要があると考えている。

6.4. 全体のまとめ

本学では教育目的に従った教員組織を編制し、学科においてはディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム編成を行い、個々の教員が最大の教育成果を達成するための力を発揮できるように適切な教員組織編制が行われている。このことは公正な採用及び昇任人事を行うことと、明確に定められた学部長や学科長の責務によって担保されている。また学科専門教育科目とは別に設けられた教養基礎科目を運営するにあたっては教養基礎会議を設け、全学的な視点に立った教育のための運営を組織的に行なっている。個々の教員の成果は教員評価基準検討委員会がとりまとめ、短大全体を俯瞰している。FD 研修会を毎年開催し、教員の質向上のための機会が設けられている。求める教員像及び教員組織編制方針についての検討も始めており、本学はおおむね適切な教員組織運営を行っている判断できる。

6.5. 根拠資料

6-1 会津大学短期大学部学則

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/gakusoku.pdf>

6-2 会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/kyouikumokuteki.pdf>

- 6-3 会津大学短期大学部教員選考基準
- 6-4 会津大学行動規範
<https://u-aizu.ac.jp/intro/outline/conduct/>
- 6-5 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg003_j.pdf
- 6-6 会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則
- 6-7 会津大学短期大学部教養基礎会議規程
- 6-8 会津大学短期大学部教員選考規程
- 6-9 会津大学短期大学部教育研究審議会規程
- 6-10 会津大学短期大学部 FD 小委員会規程
- 6-11 会津大学短期大学部企画運営委員会規程
- 6-12 会津大学短期大学部評価委員会規程

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう修学支援、進路支援、学生生活支援に関して学生支援ポリシーを定め、「学生便覧」（資料 7-1）で学生及び教職員に開示して、これらの支援を適切に実施している。

学生支援ポリシー

【基本方針】

学生が、修学に専念することができる環境を整備し、充実した学生生活を送るための支援体制を構築し、豊かな人格形成と自発的な学習意欲を促すためのサポートを行っていく。また、学生支援の質向上の取り組みとして、定期的なニーズ把握とファカルティ・ディベロップメント（FD）等を充実させる。

【修学支援】

1. 授業科目や専門分野等の選択の際のガイダンスを適切に実施し、また、修学に関する相談体制、学生が必要とする修学支援を教務組織と学科、事務局等が連携し、教職員が一体となって実施する。
2. 全ての学生が安心して教育を受けられるように、高等教育無償化や奨学金制度等の経済面での援助を適切に行う。
3. 成績不振者および休学、退学者等について、その状況を把握し、迅速な対応を行う。
4. 特別な支援が必要な学生への合理的な配慮を行う。
5. ICT 環境を整え情報リテラシー能力の向上を図るとともに、図書館や実習室等における修学環境の充実に努める。

【進路支援】

1. 学生のキャリア形成を実現するために、キャリア教育プログラムを配置する等、体系的なキャリア形成支援に取り組む。
2. キャリア支援センター(CSC)による個別の進路相談、サポート等を通して、一人ひとりの学生に適した進路支援を実施する。
3. 進路ガイダンスやインターンシップ、各種講座や模試等の実施により、就業力の向上

に向けた体制を強化する。

【学生生活支援】

1. サークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう適切に支援を行う。
2. 生活と健康、さらにはメンタルな問題にも対応するため、学生相談機能を充実させるとともに、ハラスメント等に関する相談・助言体制等を整備する。
3. キャンパス・学生寮等の諸施設が、学生にとって安全で質の高い生活空間となるよう適切に整備を行う。

以上により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示していると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

本学は、学生支援ポリシーに基づく適切な支援を実施するため、事務職員による学生係と、教員で構成される教務厚生委員会、キャリア支援センター、学生相談室、ハラスメント防止等委員会、苦情等処理委員会、附属図書館委員会、コンピュータセンター運営委員会が連携して対応する体制を整備している（資料7-2）。

各学科における学生の修学支援、生活支援及び進路支援については全学的な取り組みとともに、個々の学生が所属するゼミの指導教員がきめ細やかに対応している。また各教員間で情報の交換・共有を行い、学科会議においても支援の必要がある学生の確認を定期的に行っている。

修学に関する基本の知識を身につける場として、4月には新入生ガイダンス、2年生前期ガイダンス、後期開始日にも後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開催している。これらは教務厚生委員会において実施計画を検討し、教授会の承認の上で行われている。内容は各学科・コースの特徴に合わせて調整しており、教務厚生委員が中心となって授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて「学生便覧」（資料7-1）に基づき詳しく説明している。また、各専門分野に応じた履修モデル（資料7-3）による履修指導を行い、目指す分野に適した履修を支援している。1年次後期以降のガイダンスでは成績に関しても説明し、単位修得状況に応じて教務厚生委員がゼミの教員と連携をとって指導している。その結果、

ほとんどの学生は卒業要件、資格要件を期間内に満たして修了することができている。

これらのガイダンスとは別に、コンピュータセンター運営委員会による新入生向けのコンピュータガイダンスも入学直後に実施している（資料 7-4）。本学においては ICT を活用した教育が大きな役割を果たしているため、本学が提供する各種クラウドシステム、無線 LAN への接続、学務システムの利用方法等を説明している。加えて情報倫理やネット利用時の各種トラブル対応等のネットワークリテラシーについても指導している。このことにより、学生は学内の ICT 環境をスムーズに利用できるようになり、授業や自主学習など様々な活動に役立てることができるようになっている。

ガイダンスとは別に、新入生の大学生活への理解を深めること等を目的に、入学直後の時期に学科別にオリエンテーションを実施している。オリエンテーションには 2 年生も同時に参加し、新入生に対し学生自ら授業の経験談などを含めた説明も行っている。その結果、新入生は入学後短期間において大学生活の理解度が高まり、また同学年、上級学年及び教員間の関係性を深めることができている。

個別の修学支援のために、各教員は週に 1 コマ以上のオフィスアワーを設けているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外に研究室を訪れた場合やメールでの質問についても柔軟に対応している（資料 7-1）。2021 年度実績では、オフィスアワー時間内・外を含めた全相談件数 4,743 件に対し、学習に関する相談は 2,560 件と半数以上を占めている（資料 7-5、7-6）。この結果からもきめ細やかな修学支援が実現できていることが確認できる。

奨学金等の経済的な面からの修学支援については、入学時のガイダンスにおいて新入生全員に対し、日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明を行うとともに、「学生便覧」（資料 7-1）への掲載や学務システム「Pota.」、本学ホームページ（資料 7-7）により周知徹底を図っている。日本学生支援機構の奨学金の受給者は全ての種類を合わせると全学生の 5 割以上であり、希望した学生全てが何らかの奨学金を受給することができている。また、その他の奨学金制度についても随時周知している。

このほか、次のような本学独自の紅翔奨学金制度（資料 7-8）も設けている。卒業生や教職員関係者、企業等から広く寄附金を募り、これを原資に学業努力の成果が顕著な学生に対し返還を要しない奨学金として給付しているもので、2014 年度に創設し、2015 年度から給付を開始している。また、授業料等の免除についても、本学独自のメニューがある。生活保護法適用世帯や災害等により損害を受けた世帯などの要件に加えて、東日本大震災で被災した学生及び経済困窮となった学生の修学機会が失われることのないよう、「東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う授業料の減免措置」（資料 7-9）を 2011 年度から導入し、学生への経済支援を実施している。

学生の自主的な学習を促進するための支援としては、本学附属図書館において平日の延長開館や土曜開館などを適宜実施して自主学習の場を提供している（資料 7-1）。また、コンピュータセンター演習室や CG 室等についても、授業のある平日の日中だけでなく、平日の早朝・夜間や土曜・日曜日にも利用できるようにしている（資料 7-1）。さらに、オンライン

学習時にノートパソコンを所有しない学生に対して貸し出しをするなどの対応もしている。

生活支援に関しては、教務厚生委員会が「会津大学短期大学部教務厚生委員会規程」（資料 7-10）に従い、毎月委員会を開催して学科課程表、学生行事、奨学金、学生寮、自治会等学生生活全般の問題について学科間の連絡調整を行い、教授会に議案を上程する。各学科・コースに 1 人ずつ配置される教務厚生委員は、学科・コースの学生の履修指導、休学・退学に関する管理、奨学金推薦の面接など、高校までの学級担任のように学科・コースの学生の学生生活を支援している。また、オフィスアワーにおいても学生の生活相談についてきめ細かな対応を行っており、2021 年度実績では、オフィスアワー時間内・外を含めた全相談件数 4,743 件に対し、生活に関する相談は 362 件と 1 割弱の割合であった（資料 7-5、7-6）。

さらに、学生の相談窓口（資料 7-1）となる組織として学生相談室を設置し、学生の心身及び生活等の各種相談への対応と支援をしている（資料 7-11）。各学科から選出した 4 名の教員を学生相談員とするとともに、学生相談カウンセラーを配置して学生の相談に対応している。ここで相談内容が緊急性・危険性を伴う場合には、学生相談員は相談室長及び副室長に報告して組織的に対応する。なお、相談内容によってはハラスメント防止等委員会や苦情等処理委員会とも連携してこれに対応する。

進路に関する支援については、進路指導委員会及びキャリア支援センター（資料 7-12）を中心にこれを行っている。キャリア支援センターには実務経験豊かな 2 名のキャリアアドバイザーを配置し、全 1 年生を対象とした進路面談を実施している。この面談に基づき全学生の進路カルテを整備して一人ひとりの進路目標が達成できるようにきめ細やかな支援を実現している。このほかにも民間就職・公務員・編入学といった多様な進路先に対応する講座や模試を実施するとともに、インターンシップのマッチングや就活メイクアップ・スーツ着こなし講座、個別面接指導など、年間を通じた支援体制を整えている。

以上により、本学における学生支援体制は十分に整備されており、その支援は適切に実施されていると判断できる。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性についての点検・評価は、毎年 4 月に 2 年生を対象とした学生生活アンケート調査（資料 7-13）に基づき、各種委員会において対応策を検討している。このアン

ケートの設問は、生活費やアルバイトといった金銭面から、対人関係のトラブルや心身の不調に関するものまで多岐にわたり、修学支援、学生生活支援の結果を点検する根拠資料となっている。また、進路支援活動の点検・評価については、卒業者の進路決定状況（資料 7-14）を毎月集計し、進路指導委員会、学科会議、教授会で検討することで、支援活動の改善を図る資料としている。さらに学生支援において欠かせない教職員の学生への対応方法のスキル向上のために、学生相談員向け、全教職員向けに研修会も開催している（資料 7-15）。

以上により、本学における学生支援の適切性について定期的に点検・評価、及びその結果をもとにした改善・向上の取り組みは適切に行われていると判断できる。

7.2. 長所・特徴

本学の支援体制の特徴の一つは多様な相談窓口を設けていることにある。高校までの学級担任に相当する教務厚生委員、進路の相談窓口である進路相談員及びキャリアアドバイザー、奨学金や学費など経済的な部分の相談窓口である事務室学生係、そして学生生活全般から心身面についての相談窓口である学生相談員及びカウンセラーなど、相談できる窓口が複数あることで、学生は相談内容の適合性だけでなく相談しやすい自分に適した窓口を選ぶことができるようになる。これは早期の問題解決にもつながるという大きなメリットがある。

一方、学生がどの窓口に相談するべきか迷った場合には、学生相談室所属の学生相談員に相談するように指導している。学生相談室の体制は 2021 年度に整ったばかりであるが、相談者のプライバシー保護と組織的な対応のバランスをとりながら、必要に応じて他の委員会と連携して学生支援に取り組めるのが特徴である。

7.3. 問題点

給付型奨学金（紅翔奨学金）を受給できる学生数を増やすため財源の確保、拡大を目指す。また、カウンセラーの対面での相談可能時間が 1 週間に 1 日しかないことも検討の余地がある。

7.4. 全体のまとめ

本学では、「第 3 期中期目標・中期計画」及び「学生支援ポリシー」で学生支援に関する方針を明確化し、この方針に基づいて各年度計画を策定し実施している。

実施体制としては、教務厚生委員会や学生相談室を中心に、必要に応じてハラスメント防止等委員会、苦情等処理委員会と連携して対応している。学生がどの相談窓口相談しても

適切な支援を受けられるような体制を整えている。また、キャリア支援センターや附属図書館委員会、コンピュータセンター運営委員会も進路活動や教育活動の支援に注力している。点検・評価については評価委員会、教育研究審議会で行われ、その結果に基づき改善策を検討し、見直しを図っている。

学生支援のための対象者の抽出は、学生相談室への相談がなくても実施されている。授業の出席状況や日常的な振る舞いが通常と異なる学生については、教務厚生担当教員を中心に各学科内で情報を共有し、早期に問題を察知し対応している。また、学期ごとに履修状況や成績の確認を行い、必要に応じて指導や支援を実施している。この取り組みに加えて、定期的な調査を行うことで、学生自身の口から支援を必要とする状況を直接把握している。

奨学金等の経済的支援は日本学生支援機構への推薦と本学の授業料を免除する制度で対応している。これに加えて、東日本大震災で被災した学生や経済困窮となった学生の修学機会が失われることのないよう授業料の減免措置も実施している。さらに本学独自の紅翔奨学金制度も設けて学生の経済的支援の充実を図っている。奨学金制度はその周知が重要であり、学生が支援の機会を見逃さないように該当者には個別に連絡を行うなどの対策も講じている。

近年、多様な学生が入学するようになっており、心理的発達が未熟な学生の数も増えている。この状況に対応するため、カウンセラーと学生相談員が連携して対応している。一方、キャリア支援については、専任のキャリアアドバイザーが個別の面談を全1年生対象に実施し、一人ひとりの興味、能力、目指す職業等を考慮した上で、適切なアドバイスやインターンシップの機会を紹介している。さらに、学生の進路実現のための各種講座も開催している。この結果、就職や編入学の進路決定率は非常に高い実績を残している。

以上のように、本学の学生支援に関しては、明確な方針の設定、充実した支援体制の整備、適切な支援の実施、そして定期的な点検・評価を行っていることから、短期大学基準に照らして良好な状態にあると言える。

7.5. 根拠資料

7-1 2022 年度学生便覧

7-2 会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則

7-3 1 年生学科別ガイダンス配布資料「履修例・履修モデル」

7-4 コンピュータガイダンス資料

7-5 2021 年 11 月 26 日教授会資料：2021 年度前期オフィスアワー実績について

7-6 2022 年 5 月 20 日教授会資料：2021 年度後期オフィスアワー実績について

7-7 奨学金制度

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/campuslife/07.html>

7-8 紅翔奨学金事業

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/Kosho-scholarship.html>

- 7-9 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う授業料の減免措置
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/news/2022/03/post-155.html>
- 7-10 会津大学短期大学部教務厚生委員会規程
- 7-11 会津大学短期大学部学生相談室規程
- 7-12 キャリア支援センター
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/career/center/>
- 7-13 2022 年度学生生活アンケート調査結果
- 7-14 2022 年度卒業者の進路決定状況
- 7-15 2022 年度教職員研修会「適切な学生支援とハラスメント予防」

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学における学生の学習や教員の教育・研究に必要な環境整備については、「中期目標に対する中期計画」（資料8-1）において、

- 教育課程の実施に必要な施設・設備を適切に維持管理し、機能が低下しないよう計画的に修繕を行う（第1-1-(3)ア）。
- 授業等で使用する機器等を計画的に更新するとともに機器の性能の向上を図る（第1-1-(3)イ）。
- 実習室等で使用する端末機器を始めコンピュータ、ネットワークシステムの更新時には最新のものを導入するとともに、セキュリティの確保を含めた万全の使用環境を常に提供する（第1-1-(3)ウ）。
- 安全、安心、快適な教育・研究環境を継続して提供できるよう、施設・設備の最適化を図りながら、長期保全計画に基づき、改修・維持管理を効率的に実施する（第3-4-(2)ア）。

などの方針を定め、取り組んでいる。

具体的には、この「中期計画」に基づき、毎年度、「年度計画」（資料8-2）を定め、計画的に実施している。これらの計画は、策定から進捗状況の確認、実績評価に至るまで、本学の円滑な業務運営を図るために設置している企画運営委員会で審議が行われ、更に全教員による教授会の場合でも審議が重ねられており、学内における認識の共有化も十分図られている。

また、「中期計画」「年度計画」のいずれも、法律に基づき公表が義務付けられていることから、本学ホームページで一般に公開している。

以上により、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理**評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み**

本学は、広大で緑豊かなキャンパスを保有している。校地面積（学生寮敷地 1,268 m²を除く）は全体で 65,143 m²であり、学生（定員）一人当たり 217.1 m²（定員 300 名）、校舎面積は全体で 10,068 m²であり、学生（定員）一人当たり 33.6 m²と、短期大学設置基準で定める面積を満たしている。

各学科の主な施設等は次のとおりである。このほか、産業情報学科にはコンピュータを使用して設計や製図を行うための CAD が備えてあり、食物栄養学科ではガスクロマトグラフィー（食品に含まれる栄養成分や添加物・農薬等を分析するための機器）やマイクロプレータリーダー（光を試料に照射して物質の同定や量を調べる機器）など、各学科の専門分野を学習するために必要な機器類を数多く整備している。

各学科の施設等は、次のとおりである。

産業情報学科	経営情報演習室 2 室、デザイン情報実習室 6 室、コンピュータグラフィック（CG）室（パソコン 50 台）、CG 演習室（パソコン 16 台）、CG 入出力室（パソコン 6 台）、スタジオ、絵画工作室、デザイン情報演習室、木工機械室 等
食物栄養学科	調理実習室、集団給食実習室、食品加工実習室、栄養実習室、理化学実験室、生理学実験室、精密機器測定室、低温冷凍恒温恒湿室、動物・微生物実験室 等
幼児教育学科	演習室 2 室、小児保健実習室、心理実験室、音楽室、器楽練習室 10 室 等
3 学科共通	講義室 8 室（収容者数：50 人×5 室、70 人×2 室、154 人 1 室）、コンピュータセンター演習室 3 室（パソコン 120 台。LL 機能あり）、体育館

学生寮	面積 588.74 m ² RC 造陸屋根 2 階建 居室 16 室（1 室 2 名）、食堂、浴場、洗濯室
-----	---

短期大学部 附属図書館	面積 443 m ² 公舎建物内に併設 蔵書数 80,920 冊 個人用閲覧席、コンピュータ情報検索コーナー、視聴覚コーナー、ブラウジングコーナー設置
----------------	---

施設の耐震性については、2002 年度から 2004 年度にかけて校舎及び体育館の耐震診断を

実施し、Aランク（大地震時の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い）の判定を受けている。また、学生寮についても、2006 年に耐震診断を実施し、所要の耐震性を確保しているとの診断を受けており、2011 年 3 月に発生した東日本大震災においても、本学は大きな被害もなく、現在に至っている。ただし、現在の校舎建物は 1980 年 3 月の竣工以来 40 年以上が経過しており、学生寮についても 1963 年 12 月の竣工で老朽化が進んでいることから、公立大学法人会津大学の長期保全計画（資料 8-3）に基づき、順次改修、整備を行っているところである。

特に学生寮については、移転新設等も含めた抜本的な対策を検討したが、耐震・耐久性に問題ないこと等から、当面、衛生面の課題（結露やカビの発生等）に係る改修工事等を進めることとなった。

これらの課題に対し 2018 年度から 2020 年度までには、厨房・食堂の改修工事、スポットクーラーの設置（電気容量アップ工事含む）、各居室への換気扇設置、ハウスクリーニングの実施、各居室の畳替え等の生活衛生面の改善に係る工事等の他、非常用通報設置工事、防犯カメラ及びセンサーライト設置工事、ブロック塀撤去・フェンス設置工事等の安全面やプライバシー確保のための工事も行った。さらに、2022 年度には、学生の更なる生活環境改善のため、各居室へのファンヒーターの設置、天井・床下の断熱改修（防カビ対策）、共用廊下の換気扇交換、汚れの酷い居室や脱衣所の壁紙の貼り換え等を行う。

なお、実験実習機器等については、県の補助金を有効に活用して機器類の更新、整備を計画的に進めている。

また、教育研究等環境の向上を図るため、空調機械工事、暖房設備更新工事（第 1 期～3 期）、附属図書館改修工事、フェンス更新工事等を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、南棟・体育館トイレ改修工事（手洗いの自動水洗化、便座の洋式化等）、ソーシャルディスタンス確保のため体育館で授業ができるよう無線 LAN 環境の整備を行った。

施設・設備のバリアフリー化については、学生用と職員用玄関の両方に車椅子で往来ができるようスロープを設置しているほか、目の不自由な方のために誘導用床材を敷設している。さらに、北棟と南棟それぞれへのエレベータの設置、多目的トイレや車椅子対応の図書館カウンターを設置など、学生をはじめ施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう配慮している。こうした大学施設の保全や秩序の維持を図るため、「会津大学短期大学部施設管理規程」（資料 8-4）を定め、短期大学担当次長を施設管理責任者として適切な管理運営に当たっている。また、火災や震災などへの対応については、「会津大学短期大学部消防計画」（資料 8-5）において、総括責任者である短期大学部長の指揮のもと、全教職員が連携協力して取り組むこととなっている。

情報倫理の確立については、本学では「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針」（資料 8-6）及び「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程」（資料 8-7）を定め、この 2 つをもって情報セキュリティポリシーとしている。これは、本学で扱う情報

及び情報システムを対象に実施する情報セキュリティ対策に係る基本的なルールを定めたものであり、教職員及び学生にその周知を図っている。

具体的な対策としては、学生向けには入学時に情報セキュリティ及びメディア・リテラシーに対する意識向上のためにコンピュータガイダンスを実施している。教職員向けには関係機関でのセキュリティインシデント事例の周知や、標的型攻撃に対する模擬訓練実施などセキュリティへの対応力強化に努めているほか、教員が毎年受講している研究倫理研修において、個人情報保護やデータ収集・管理・処理について意識向上に努めている。

以上により、学生の学習や教員の教育・研究に必要な環境整備は、第3期中期計画に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本館では研究紀要等を本学ホームページでの公開と合わせて、2006年から国立情報学研究所のデータベース CiNii Articles にデータを公開し、2016年度での CiNii Articles 登録システム終了後は、会津大学短期大学部機関リポジトリを立ち上げ、2017年度から会津大学短期大学部機関リポジトリ(愛称「AiRe」)を一般公開した。これにより本館は他で発刊された資料を収集・保存・提供するだけでなく、本学で作成された学術情報を収集・保存し、学外にも発信することとした。

2022年10月現在で登録数1,342件(うち公開件数859件のデータを有し、リポジトリ閲覧総数637,109人、データの総閲覧回数51,991件、総ダウンロード数126,694件(本館リポジトリ画面を通さない CiNii Articles, Google 等ネット検索からの PDF ダウンロード含む)となっている。

また研究紀要等の投稿に関しては、2017年に研究紀要関連規程の内容を改定し体制を整えた。以後も実情に合わせてこれら規定の改定、見直しを行っている。

文献複写の取り扱いについては、「文献複写取扱細則」を策定して著作物の適正な管理と合わせて複写サービスが提供できるよう整備した。また図書館間の相互利用における複写費用の煩雑さを解消するため、2019年度から国立情報学研究所相互利用相殺システムを利用することで他館と本館の相互利用を推進することができ、相互利用依頼件数が2015年度は61件であったのに対して、2021年度は122件とほぼ2倍となっている。

本館は近年、狭隘化が問題となっていた。書架に対して収蔵冊数は常に超過の状態となっており、また開架書架間の幅も狭く、災害時の安全性の確保等の課題があった。蔵書数については 2021 年度で約 8 万冊と短期大学図書館としては決して多い冊数ではないが、書架に収まらない書籍については、別棟の倉庫で閲覧できない状態で保管する等が続いてきた。

このような状況を改善するために 2019 年度に図書館改修検討委員会を設置し、学識経験者による講演や学生等のニーズを把握するための図書館見学会、ワークショップを実施し、学生と教職員が協働して改修案の検討を行い、その検討結果をもとに建築学の教員と非常勤講師で改修案を決定した。これをもとに 2019 年度には閉架書架のあったスペースに電動書架を設置し、2020 年度には閲覧スペースをはじめとする開架スペースの改修を行い、新たに絵本の読み聞かせスペースやカウンター席、セミナールーム等を整備した。

2015 年度からの図書館の蔵書・除籍数、利用状況等は以下のとおりである。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
蔵書数(冊)	83,600	82,921	82,000	82,256	81,725	81,221	80,920
図書受入数(冊)	1,150	1,050	1,244	942	960	1,089	997
図書除却数(冊)	123	1,729	2,165	686	1,491	1,593	1,298
開館日数(日)	244	242	249	242	212	182	244
入館者数(人)	20,510	21,396	19,898	18,686	16,084	16,804	22,970
貸出冊数(冊)	6,431	6,068	6,715	6,363	5,669	4,429	5,994
貸出人数(人)	2,639	2,633	2,757	2,572	2,074	1,706	2,536

2019－2020 年度は、改修とコロナ渦の関係で利用者数は減少傾向であったが、改修後は増加し、2021 年度の来館者数は、近年では最も多い結果となった。一方で貸出利用については、改修とコロナ渦の影響で一時減少し現在は回復傾向にあるが、活字離れによる問題は社会共通であると言える。

図書館の改修後には、新入生向けの図書館ミステリーツアー、開学 70 周年記念写真展、福袋貸出、書評コンテスト、本学教員のアート展示を実施する等、施設利用につながるようイベント企画を実施した。これらの企画については今後も拡大して継続したいと考える。

図書館資料に関して、2022 年度は洋雑誌の価格上昇と円安の影響で、継続的な購入が困難な兆しがあったため、今後は社会情勢による価格の変化に対応できる予算の見直しを検討したいと考える。除却図書等の整理についても引き続き継続的に行っていく。

また、本館の急務はブックディテクションシステム（BDS）ゲートの見直しである。導入して既に耐用年数を超えており、現在もセンサーが反応しないなどの不具合が生じている。国内でも BDS ゲートの利用は徐々に少なくなっており、メーカーでのメンテナンス等の対応も難しくなっているため、従来の磁気センサー型から IC チップ型の入退館システムへの移行を現在検討している。

本館職員は、2022 年 3 月現在、附属図書館長（兼任）、主任司書 1 人、臨時事務補助員 1 人を配置している。臨時事務補助員は 2011 年度から 2015 年度までは司書有資格者、2015 年からは司書資格は有さないが図書関連業務経験者を採用し、サービスの質を担保している。延長開館時（年 78 日実施）や蔵書点検のいわゆる繁忙期は、学生アルバイトを動員して対応に当たっている。

本館は通常は 8 時 30 分から 18 時 15 分の開館で、延長開館時は 20 時までの開館としているが、延長開館時は主任司書と臨時事務補助員が担当し、18 時から 20 時までを学生アルバイト 2 名が対応している。その他、試験期間は前週の日曜日を含め土・日曜日も通常開館としている。

図書館に係る協議会等への参画、職員の専門性の向上を目的とした研修会への参加等については、公立短期大学図書館協議会をはじめ、東北地区大学図書館協議会、福島県内大学図書館連絡協議会に加盟し、それぞれの総会や研修会に可能な限り参加している。また、附属図書館長は会津地域図書館協議会の議長も務める等している。近年では第 24 回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会を本学で実施し、研修会終了後には図書館見学会を行った。また、2017 から 2018 年度は公立短期大学図書館協議会幹事館を務め、2019 年度は会長館業務を担った。また同年 8 月には令和元年度公立短期大学図書館協議会幹事会を本学で開催し、併せて会津若松市生涯学習総合センターにて公立短期大学図書館協議会研修会を開催した。

以上により、本学では、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進されるための条件の整備

① 研究論文・研究成果を公表、発信・受信する機会の確保及び支援措置

教員の教育研究活動は大学の知的資源としても貴重であり、これらを広く情報発信することは地域の活性化にも寄与するものである。こうした情報発信を推進するため、「中期計画」として次のような目標を掲げて取り組んでいる。

- 公立大学法人制度や情報公開制度に則り、適切な情報公開に努め、県民に対する説明責任を果たす（資料 8-1 第 3-3(2)ア）。
- 本学の教育、研究、産学連携、地域貢献などの優れた取組を外部の媒体等も活用しながら国内外に向けて積極的に発信し、本学の認知度を高めていく（資料 8-1 第 3-3(2)イ）。

毎年「研究紀要」は CD-ROM 化し、関係機関に配付するとともに、本学ホームページはもとより、国立情報学研究所の CiNii（国立情報学研究所論文情報ナビゲータ）にも公開している。また、各教員の研究に関する「会津大学短期大学部研究シーズ集」（資料 8-8）や「派遣講座 講師紹介・講座リスト」（資料 8-9）を作成し関係機関に送付するなど、研究の成果を地域に還元できるよう支援している。

一方、情報収集に関しては、学会への参加や学術雑誌の購読、他大学の教員との共同研究などを支援することにより、最新の研究内容を受信する機会が得られるよう努めている。

② 教員の研究費・研究室、研究機会の確保

教員の研究費については、助手も含め全ての教員に一律 274,000 円が配分されている。2010 年度からは、執行残額を翌年度へ繰越すことを認め、より効果的、計画的な執行が図れるよう取り組んでいる。

また、公立大学法人会津大学として学内競争的研究費を予算化し、教員の幅広い研究活動を支援している。この制度は、学内公募型で A カテゴリー、B カテゴリー、G カテゴリーの 3 つの部門を設け、教員が希望する部門に応募し、プレゼンテーション審査を経て短大・会津大学共同の評価委員会が採否を決定する仕組みとなっている（資料 8-10）。なお、2020 年度からは、教員に配分していない配分残額を次年度予算に繰り越せるようになった。

次に、研究室については、教授、准教授、講師それぞれに各 1 室を割り当て、助手には合同の部屋を割り当てている。助手を含めた専任教員は、労使協定に基づき専門業務型裁量労働制を採用しており、各人の研究内容や特性に応じた研究時間の確保が図られている。

また、教員が一定期間学外で研修に当たることができる制度として、「会津大学短期大学部学外研修員取扱規程」（資料 8-11）を定めている。この制度は、教員の教育・研究能力の向上を図ることを目的に、国外国内問わず次の区分で研修の機会を認めているものである。

種 類			期間（国内）	期間（国外）
甲 種	第 1 種	本学からの費用の支給を受けて、 学術の調査研究等を行うもの	原則として 1 年	原則として 6 ヶ月
	第 2 種	〃	原則として 6 ヶ月	原則として 3 ヶ月
	第 3 種	〃	原則として 3 ヶ月以内	原則として 1 ヶ月
乙 種	わが国又は外国の政府若しくはこれに準ずる 公共的機関又は学術の研究若しくは振興を 目的とする団体より費用の支給を受けて、学術の 調査研究等を行うもの		それぞれの期間	

③ 教育研究支援スタッフの配置

教育研究を支援する体制については、公立大学法人という運営形態の中で厳しい定員管理が行われており、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 8-12）に基づき会津大学事務局が法人全体を一括して管理している。会津大学事務局の内部組織として短期大学事務室が設置され、総務係と学生係の 2 係が置かれている。総務係が教員の人事及び服務に関することから予算の執行管理、施設の維持管理などを、学生係が学生の入学・卒業や進路指導、教務厚生、広報等を担当している。学生係の業務は各学科教員で構成する各種委員会において審議が行われており、委員会の開催準備から意見に基づく対応案の検討、議事録の作成なども重要な業務となっている。

以上により、教育研究活動を支援する環境等を適切に整備することで、教育研究活動の促進が図られていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

教員は、常に高い倫理観をもって学術研究活動に当たることが求められている。法令や法人規程の遵守はもちろんのこと、社会規範を十分尊重し、社会人として良識に従って行動することが必要である。

これらの実践に向けて、本学の使命及び目標を踏まえ、役員及び職員が職務を遂行していく上での指針、基準となるべき「会津大学行動規範」（資料 8-13）を制定し、一人ひとりがこれを実践している。

また、「中期計画」においても、次のような目標を掲げ、研究倫理も含めた法令遵守の徹

底を図っている。

- 国のガイドライン等を踏まえ、適宜、不正防止計画の見直しを行う。また、不正防止計画に基づき、研修等を通じ、教職員のコンプライアンス意識の向上や研究費の適正執行を図るなどして研究不正行為の防止に努める（資料 8-1 第 1-2(2)ウ）。

研究機関における「公的研究費の管理・監督」や「研究活動における不正行為への対応等」については、文部科学省のガイドラインの改正等を踏まえ、2014 年度に、「公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範」（資料 8-14）を策定するとともに、「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」（資料 8-15）及び「公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程」（資料 8-16）に基づき「公立大学法人会津大学不正防止計画」（資料 8-17）を制定し、研究活動上の不正行為の防止や公的研究費の適切な管理及び運営に取り組んでいる。

2018 年度からは、「事例で『学ぶ／考える』研究倫理-誠実な科学者の心得『eL CoRE（エルコア）』」（日本学術振興会）を活用した e ラーニング研修を開始している。

加えて、2021 年度には、研究活動における不正防止対策に係る説明会を全教員を対象に実施し研究公正に関する専門家から最新の研究者倫理に関する講義を受講させるとともに、剽窃チェックツールの全教員への導入、研究倫理教材 eAPRIN の利用方法についての周知を図った。2022 年度からは、「eL CoRE（エルコア）」に代えて eAPRIN を活用した「研究活動におけるコンプライアンス研修」（e ラーニング研修）を実施しており、受講した全教員及び関係職員から、受講報告書兼誓約書として、「本学の定める関係規程等を遵守すること」、「公的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為を行わないこと」、「関係規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、本学並びに配分機関による処分を受け、法的責任を負うこと」を遵守する書面を提出させている。

また、人間を対象として、個人の行動や環境、心身などに関する情報、データ等を収集・採取して行われる実験及び調査研究については、「公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針」（資料 8-18）に基づき、「公立大学法人会津大学 研究倫理規程」（資料 8-19）を定め、研究倫理委員会を設置して研究実施計画等の科学的正当性や倫理的妥当性などを審査している。

以上により、研究倫理を遵守するための必要な措置を適切に講じていると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、第3期中期計画（資料8-1）に沿って年度計画（資料8-2）を定め、計画的に教育研究環境の整備を図っている。年度実績については、経営審議会並びに教育研究審議会
で評価について審議し、意見が述べられる。

また、福島県公立大学法人評価委員会においても評価され、その結果を踏まえ、学長の指示のもと、毎年度、事業の見直しを行っている。

以上により、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

8.2. 長所・特徴

教育研究環境の基本ともいえるべき校地面積、校舎面積はいずれも短期大学設置基準を満たしており、専任教員の研究室はもとより、講義室や演習室、運動場などの施設も備えている。教育研究等環境の整備に関する方針についても、設置団体である福島県から示された「中期目標」の中に位置付けられており、本学の「中期計画」及び「年度計画」において具体的な内容を明確にし、計画的に取り組んでいるところである。

教育研究に必要な環境整備については、公立大学法人会津大学長期保全計画に基づき、財政的な制約がある中においても、計画的な施設設備の改修が行われている（空調機械工事、暖房設備更新工事（第1期～第3期）、附属図書館改修工事、フェンス更新工事等）。一方、実験実習機器等については、県の補助金を有効に活用して機器類の更新、整備を計画的に進めている（資料8-20）。

なお、学生寮については、移転新設等も含めた抜本的な対策を検討したが、耐震・耐久性に問題ないこと等から、当面、衛生面の課題（結露やカビの発生等）に係る改修工事等を進めることとなり、2018年度以降、学生寮の状況や寮生のニーズを踏まえながら、様々な対策を実施して生活環境の改善を図った。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、南棟・体育館トイレ改修工事（手洗いの自動水洗化、便座の洋式化等）、ソーシャルディスタンス確保のため体育館で授業ができるよう無線LAN環境の整備を行った。

研究倫理を遵守するための必要な措置については、学内規程の整備をはじめ最新の研修会の開催とその受講者一人ひとりからの誓約書の徴収など、組織として適切な対応を行っている。

2014年度の「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」（資料8-15）などの整備を機に、これまで以上に教員の研究倫理意識の高揚が図られ、2018年度からは、教職員を対象としてeラーニングによる研究活動におけるコンプライアンス研修を実施し研究者としての規範意識の向上を図ってきている。

附属図書館は近年、狭隘化が問題となっていた。この状況を改善するために2019年度に

図書館改修検討委員会を設置し、学識経験者による講演や学生等のニーズを把握するための図書館見学会、ワークショップを実施し、学生と教職員が協働して改修案を検討、決定した。これをもとに2019年度に電動書架を導入し、2020年度には閲覧スペースをはじめとする開架スペースの改修を行い、新たに絵本の読み聞かせスペースやカウンター席、セミナールーム等を整備した。

8.3. 問題点

本学の校舎は1980年に改築後、40年以上経過しており、建物をはじめ設備、備品関係の維持管理が課題となっている。学生寮にあっては更に古く、竣工後50年以上経っており、修繕等にも多くの費用を費やしている。

設立団体である福島県からの運営費交付金等が年々厳しくなっている中において、老朽化していく施設設備の維持管理に係る費用は逆に増加している。特に学生寮については、建物の耐用年数も踏まえ適切な運営・維持管理方法についてさらに研究していく。

附属図書館の喫緊の課題としてブックディテクションシステム（BDS）ゲートの見直しがある。導入して既に耐用年数を超えていることに加え、心臓ペースメーカーへの影響といった問題もあって、国内でのBDSゲート利用は徐々に少なくなっていることから、メーカーでのメンテナンス等の対応も厳しくなっているため、従来の磁気センサー型からICチップ型の入退館システムへの移行を速やかに行う必要がある。

8.5. 全体のまとめ

本学では、基本理念や中期目標を踏まえ、学生の学習及び教員の教育研究活動を十分に行うことができるよう、その方針を中期計画に定めて公表している。併せて、中期計画を踏まえ、適切な規模の校舎や附属図書館をはじめ教育研究に必要な施設・設備を整備している。附属図書館においては、学術情報サービスを提供する体制を適切に備え、機能している。

また、教員の教育研究活動を促進させるため、研究費、研究室や研究機会の確保、研究論文・研究成果の公表、発信・受信する機会の確保、適切な教育研究支援スタッフの配置等に努めている。

さらに、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を明文化するとともに、剽窃チェックツールの導入やeラーニング研修を受講等により、組織的に研究倫理の遵守を図り適切に研究活動を実施している。

教育環境等の適切性については、教育研究審議会で点検・評価が行われるとともに、福島県公立大学法人評価委員会でも評価が行われ、その結果を踏まえ、学長の指示のもと毎年度、事業の見直しを行っている。

以上により、本学において教育研究等環境は適切に管理運営していると言える。

8.5. 根拠資料

- 8-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画
https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf
- 8-2 公立大学法人会津大学年度計画
https://u-aizu.ac.jp/files/2022annualplan_j.pdf
- 8-3 公立大学法人会津大学の長期保全計画
- 8-4 会津大学短期大学部施設管理規程
- 8-5 会津大学短期大学部消防計画
- 8-6 公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/jouhousecuritykihonhousihin_JA.pdf
- 8-7 公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程
https://u-aizu.ac.jp/files/jouhousecuritytaisakukihonkitei_JA_1.pdf
- 8-8 会津大学短期大学部研究シーズ集
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/contribution/center/seeds2022.pdf>
- 8-9 派遣講座 講師紹介・講座リスト
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/contribution/center/contents/dispatch.html>
- 8-10 2022 年会津大学競争的研究費について（学内公募要領）
- 8-11 会津大学短期大学部学外研修員取扱規程
- 8-12 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg003_j.pdf
- 8-13 会津大学行動規範
<https://u-aizu.ac.jp/intro/outline/conduct/>
- 8-14 公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/zaimu/05codeofconduct_j.pdf
- 8-15 公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg140_j.pdf
- 8-16 公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg141_j.pdf
- 8-17 公立大学法人会津大学不正防止計画
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/zaimu/06ImproprietyPrevention_j-15.pdf
- 8-18 公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針
- 8-19 公立大学法人会津大学研究倫理規程

https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg137_j.pdf

8-20 会津大学短期大学部備品更新計画

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、教育上の目的として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与すること」を挙げている。現在、本学は地域とともに3学科2コースにわたる専門領域に関する知的資源を最大限活用し、広く社会との繋がりを構築しながら、地域の特性をいかした地域社会貢献に対応できるシステムづくりを意識し、全学的なビジョンを形成、共有している。2007年の法人化を契機に、これまで実施してきた地域研究や公開講座などの取り組みを再編・統合し、地域活性化を積極的に展開していく組織として「地域活性化センター」を創設した。以降、本学の地域貢献窓口として、学外各方面からの受託研究要請をもとに本学の専任教員の研究領域とのマッチング、公開講座・派遣講座の調整や学生参画型実学実践研究の支援等、新たな地域創生の核づくりに努めてきた。

また、2012年には地域活性化センターを中心に、さらに地域や地域団体と連携を図り、複雑・多様化する地域課題にこれまで以上に組織的かつ積極的に取り組んでいくとともに、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復旧・復興も喫緊の課題となっている点も鑑み、次のとおり地域社会との連携・協力に関する指針として「地域貢献に関する基本方針」（資料9-1）を定め、本学の地域連携に向けた姿勢を明らかにした。

地域貢献に関する基本方針（会津大学短期大学部 2012年6月22日）

会津大学短期大学部は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する」ことを設置目的としている。また、「地域社会が抱える問題を解決するため、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元する」ことを教育目標の一つに掲げている。

本学は、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び社会福祉学科（2022年度時点は幼児教育学科）を有し、これまで、産業、経営、デザイン、情報、環境、栄養、食品、福祉及び保育等の暮らしに密着した幅広い特色ある専門領域群を有効に活用し、社会に貢献できる人材の育成や地域社会の発展に積極的に取り組んできた。

福島県は2011年3月の東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復旧・復興が喫緊の課題となっている。一方、大学には「教育」「研究」に加え、第三の使命として「地域貢献」が強く求められている。

このため、本学は、地域活性化センターを中心に地域や地域団体と連携を図り、複雑・多様化する地域課題にこれまで以上に組織的かつ積極的に取り組んでいくため、次のとおり地域貢献に関する基本方針を定める。

1. 地域関連機関（産官民学）との連携強化

地域関連機関（産官民学）との協働・連携を強化し、地域資源を生かした活力ある地域づくりや地域産業の振興に積極的な役割を果たします。

2. 地域教育支援活動と生涯学習の推進

派遣講座、公開講座を実施し、幅広い世代に開かれた生涯にわたる多様な学びの機会を提供することにより、知識基盤社会の形成を図ります。

3. 学生参画型実学・実践教育の推進

「地域プロジェクト演習」や「復興支援特別演習」を充実し、本学学生を地域のフィールドに送り、問題発見・課題解決型の実学・実践教育を通じて、地域社会を支える人材を育成します。

4. 教育研究活動の改善と情報公開の推進

基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を深化させるとともに、積極的な情報発信により、その成果を地域社会に還元します。また、定期的な自己点検・評価を通じてその質の向上に努めます。

5. 大学施設の開放

地域に開かれた大学として、図書館及びグラウンド等の一般開放を継続・拡大し、学外利用を推進します（※現在はコロナ禍のため、一般の方の本学敷地内への立入りを禁止している）。

6. 東日本大震災及び原子力災害からの復興支援の推進

本県の復興を担う人材を育成するとともに、地域のきずなの再生・強化や地域産業の振興に積極的に取り組めます。

以上により、短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

各学科の専門領域に関する研究成果等を社会に還元するため、前項に定めた地域貢献に関する基本方針をもとに、地域活性化センターが中心となって、各項目において地域社会に対し、さまざまな形で社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果の還元に取り組んでいる。

① 地域関連機関（産官民学）との連携強化について

地域活性化センターでは、外部組織より選出された委員により構成された「地域活性化センター運営推進会議」を中心とし地域との連携強化にあたっている。構成委員は、東日本大震災により会津若松市に行政本部を置く大熊町と会津地域 17 市町村、各地方振興局、商工会議所、NPO 法人や金融機関、農協、学術振興財団等と福島県ハイテクプラザや会津大学学内組織等の 42 団体から選出された委員により構成される。年 2 回開催の運営推進会議では、地域活性化センターの活動報告と各方面との意見交換を中心に連携強化に努めている（コロナ禍では書面による開催が主となっている）。

また、運営推進会議に合わせて開催する特別講演会は、地域活性化センター設立以降、本学の各専門分野の視点で地域活性化に関する学外の専門家を招き講演会を実施することで各地域への直接的な提案にも繋がり多くの受講者を迎えている。直近では運営推進会議のメンバーに限ることなく、広く地域に公開した特別講演会を目指して、会津の地域おこし協力隊の方々、元地域おこし協力隊で移住定住を推進する活動を行っている方、IoT を活用して移住定住に取り組む企業の方を招いて、市内の多目的ホールにてディスカッション形式のシンポジウムを行い、メディアでも広く取り上げられた。近年の開催は以下のとおりである。

- 2018 年度「街を変えるクリエイティブ・クラスー山形ビエンナーレの現場からー」
- 2019 年度「豊かな地域・企業を創るための時代の読み方とリーナな解決法」
- 2020 年度「ともに生き 学びあい 地域の未来をひらくー人生 100 年時代の生涯学習」
- 2021 年度「地域活性化と食育推進」
- 2022 年度「会津地域おこし協力隊サミットー移住・定住に向けたそれぞれの視差ー」

本学の第 3 期中期計画における「第 2 地域貢献・東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置」の中の地域社会等との連携・協力に関する目標として、「年間 20 件以上を目標に、地域との協働・連携事業に取り組む」としている。また、復興支援に関する目標として、「地域活性化センターを中心として、短期大学部各学科の専門性をいかし、地域の文化振興や地域経済の活性化など地域と密着した活動を通して福島県の復興に貢献する」としている。本学 3 学科の各専門分野の教員がそれぞれの教育研究活動を

基盤とし、各自が積極的に県や市町村の各行政機関との繋がりを深く持ちながら地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業や学生参画型実学・実践研究を通じた地域連携に継続的にかかわっている。地域実践研究事業を含む地域関連機関（産官民学）との協働・連携事業としては、2018 年が 16 件、2019 年が 21 件、2020 年が 27 件、2021 年が 27 件で、代表的な取り組みは次のとおりである。

- あいづまちなかアートプロジェクト「会津・漆の芸術祭」作品展示関連事業【会津若松市文化課からの受託事業】（2013 年度から継続）
- チャレンジふくしま県民運動「大学と連携した広報・PR 業務」【福島県文化スポーツ局文化振興課からの受託事業】
- OTTO プロジェクト（会津若松市大戸地区支援事業）【福島県大学生の力を活用した集落復興支援事業及び集落自主活動に係る伴走支援事業】

また、2009 年度より支援してきた、都市部と地域を結ぶグリーン・ツーリズムの一つである集落型棚田オーナー制度の推進事業に関しては、震災後の風評被害に対する復興支援事業の一つとしても捉えながら現在まで継続している。

本学による連携事業をさらに発展させるため、2015 年度からは、受託事業として依頼を受けるだけではなく、新たな地域連携の芽を学生との実践教育研究として本学から発信する目的で「地域実践研究事業」を創設し、多様化する地域社会の課題を解決するため、当センターが中心となって、運営推進会議の構成員等と連携し、地域再生・活性化に寄与する取り組みを実施している。これは運営推進会議での意見交換等から発掘した地域課題等について本学教員及び学生が、地域と連携しながら課題解決型学習として取り組むもので、2018 年度は「JR 只見線学習列車食育弁当の提案」等 4 件、2019 年度は「3D デジタル技術を活用した陶器のカタチ制作による会津慶山焼支援」等 4 件、2020 年度は「地域畜産物等を活用した加工食品レシピの開発」等 5 件、2021 年度は「会津地域の効果的な情報発信戦略の構築と大町通りの滞留人口創造に向けた実証事業」等 2 件、2022 年度は「金山町宮崎聖観音堂（大非堂）天井画プロジェクト」等 5 件が採択され、様々な地域課題に取り組み、今後の地域活性化の推進となる発展・創造的な提案が実施されている。

② 地域教育支援活動と生涯学習の推進について

地域活性化センターでは、教育研究成果の地域への還元として、公開講座、派遣講座の充実を重要と捉え、本学の代表的な取り組みとして積極的に開講している。本学公開講座は、教育上の目的にもある「地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与」する点から始めた取り組みであり、現在では、地域に向けた事業計画等については本学のホームページに掲載、広報し、公開講座は年間 4 ～ 5 講座を目標に本学専任教員を中心に、それぞれの専門研究分野をもとに多くの市民に向け開講し、好評を得ている。

派遣講座については、2007 年以降、地域活性化センターを中心に行っており、2022 年度は、本学専任教員 30 名と、特任研究員（本学退任教員に依頼）6 名から 13 分野 126 講座のメニューを準備し、「派遣講座 講師紹介・講座リスト」（別冊資料）を年度当初に発行、県内各地の行政、高等学校等教育機関、各学科の関連機関、一般企業等に配付するとともに、各地からの要請及び県外からの希望も受けながら広く開講している。2018 年度以降の開講実績として以下の開講数と延べ受講者数を数え、正に本学の重要な地域教育活動及び生涯学習支援として捉えている。（2020 年度以降はコロナ禍の影響で 2019 年度以前数値を下回っているが、現在は回復傾向にある。）

年度	2018	2019	2020	2021	2022
派遣回数（回）	161	204	138	161	180
受講者数（人）	7,737	8,718	4,101	5,307	6,167

地域教育活動の一環として高大連携事業を実施しており、2007 年に締結した福島県立会津学鳳高等学校との高大連携に関する協定に基づき、本学教員の高校への講師としての派遣、本学授業への高校生の受け入れ（本学入学の際は単位修得可とする）、本学施設の開放、教育・研究についての情報交換などを実施してきた。他には、山形県の山形市立商業高校とも高大連携に関する協定（2007 年）に基づき双方のコンピュータシステムを介し、毎年遠隔授業を行っている。

また、東日本大震災以降、会津若松市に避難している大熊町立小・中学校との連携を深めることにより復興を支援するとともに、大熊町立小・中学校の教育の質の更なる向上と活性化を図り、大熊町の未来を担う人材の育成に努めることを目的に、2013 年に教育連携に関する協定を締結した。以降、講師派遣の実施、会津大学施設の開放、短期大学部学生ボランティアによる大熊町立小・中学校との交流活動の実施等を中心に積極的な連携を継続している。

③ 学生参画型実学・実践教育の推進について

本学の各学科の持つ専門分野において、実践的な教育研究の一端として、学生参画型実学・実践教育を推進している。各分野の教員の指導のもと、本学学生を地域のフィールドに送り、問題発見・課題解決型の実学・実践教育を通じて、地域社会を支える人材を育成している。地域のフィールドに学生が研究参加・参画することは、コミュニケーション力、問題発見力、創造的展開力、問題解決能力などの育成に非常に効果的であり、問題意識や自己実現に対する意識改革について役立っている。

地域活性化センターでは、地域関連機関との協働・連携事業と卒業研究テーマとを一体化させ、学生が参加することも視野に入れ推進している。また、各学科が行っているゼミ活動をはじめ、卒業研究テーマとしての取り組み等においても、独自の地域課題のテーマを設定

し、地域住民との交流や研究に積極的に取り組む機会も推進している。加えて六次産業化や地域産業の発展に寄与するため、ロゴマークやパッケージ等のデザインコンペティションの開催や各種ボランティア活動等にも積極的に参加している。2008 度からは全学科に向け「地域プロジェクト演習」、震災後は「復興支援特別演習」として科目を新設し、卒業研究ゼミ以外の授業としても積極的に取り組むこととしており、年間の活動については、地域活性化センター運営推進会議において毎回報告を行い、会津地域の市町村に広く周知している。

④ 大学施設の開放について

これまで、短期大学部附属図書館及びグラウンド等の一般開放について積極的に進めてきた。本学部附属図書館では、登録により学外利用者に対する図書の閲覧や貸出に対応し、産業情報学科経営情報コース、デザイン情報コース、食物栄養学科、幼児教育学科の各専門領域の図書の充実とともに、学術に関わる調査、研究又は学習を目的とする一般利用者への普及を図っている。これまで、図書館、グラウンド、体育館、会議室等、学外に広く開放していたが、コロナ禍により、原則として利用を制限している。

また、2013 年に締結した大熊町小・中学校との教育連携協定により、短期大学部の図書館利用、体育館やグラウンド施設の授業、部活動での活用、入学式や卒業式等の学校行事などにおいても積極的に施設の開放利用をすすめ、教育環境の保持に対する協力体制をとっている。

⑤ 東日本大震災及び原子力災害からの復興支援の推進

震災発生直後より、会津若松市周辺の避難者に向け、様々なボランティア活動を実施してきた。また、前述の大熊町教育委員会との協定締結により、連携授業の講師派遣や学内施設の開放等を行ってきた。地域の不安払拭に関する活動としては、会津の風評被害、産業振興および観光振興に向けたシンポジウム等を企画、開催を行ってきた。現在でも震災復興に係る各種委員の派遣や前述の派遣講座等で継続的な支援を実施している。

以上により、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究活動の推進と改善については、本学 FD 小委員会による研修等において支援するとともに学生による授業評価において確認し、各年度の業務実績報告において自己点検の機会を設けている。また、地域活性化センターの活動については、本学ホームページ上において、全ての活動内容について確認できる体制をとり、外部に向けた情報公開を積極的に進めている。

本学は公立大学法人であり、地方独立行政法人法の規定により、2006 年より達成すべき業務運営に関する「中期目標」を定め、それを達成するための「中期計画」を作成するとともに、中期計画に基づく定期的な点検・評価として年度ごとに業務実績報告を作成して、次年度の年度計画を立案することで定期的な検証を実施している。

以上により、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

9.2. 長所・特徴

これまで本学では地域活性化センターを中心に地域連携による受託研究事業をはじめ、各専門領域において非常にきめ細かい様々な取り組みを行ってきたことが最大の長所であり特徴だと考える。本学にとって地域貢献は建学以来の目的でもあり、また地方創生の推進が政府によって推し進められている現状に即し、今後も本学が地域で果たす役割として、更なる地域との連携を強め、本学各専門分野から地域に向けた細部の提案が今後も重要であるとする。

2013 年度までは各団体からの受託連携事業は、各方面の専門分野に関わる教員が直接依頼されるケースか、地方振興局や各行政機関を介して依頼される形がほとんどで、後者の場合は、本学研究分野とのマッチングを図り、対象教員が検討の後に受託連携を進めるといった形であったが、2015 年度に「地域実践研究事業」を創設したことにより、本学教員の研究領域から、学生とともに地域での活動を推進し、その結果、本学が主体となって地域に対する提案活動を実施するに至っている。また、2016 年度に幼児教育学科が開設されたことで、教育関連の教員増により、公開講座、派遣講座の更なる拡充に繋がっている。

9.3. 問題点

コロナ禍の状況下では対面による推進会議の実施がかなわないことから書面による実施が中心となり、一定数の地域関連機関との協働・連携事業の実施には至っているが、その先の展開にまでにはなかなか展開できていないことが現状の課題である。各方面への緻密な連携を進めるために、センター専任職員の配置も含めた連絡体制の充実を図ることが急務であるとする。現在までは地域コーディネーターとしての非常勤職員 1 名による業務が

中心となって広報活動や連携事業依頼に関する打ち合わせ等を実施しており多忙を極めて
いる状況でもある。また、現状では大学事務室の一角をセンターとして使用している点でも
専用のスペースも必要であると考えられる。

派遣講座では、本学の特長としては開講数や受講者数が非常に多く、これが評価に繋がっ
ているとも言えるが、一方で教員の負担にもなっていることから、バランスを考慮して専任
教員の教育研究体制に支障のない範囲で充実を図ることも重要であるとする。

地域活性化センターの活動については、本学ホームページを介し、外部に向け情報提供が
されているが、ホームページの構成上、大学の情報に隠れることも多いため、地域への情報
提供のためにも今後、改善を要する。

9.4. 全体のまとめ

社会連携・社会貢献の充実と、政府が推進する地域創生の次の課題であるデジタル田園都
市構想等に向け、会津大学コンピュータ理工学部との連携等、法人全体で取り組む必要があ
ると考える。また、この課題に取り組むために一層の産官民学の連携を推し進める必要があ
り、会津若松市が進める ICT 等の活用によるスマートシティモデル「スマートシティ AiCT」
コンソーシアムとの連携も拡充する必要があるとする。

教育研究体制においては、引き続き地域と本学が一体となって取り組むことが重要であ
り、福島県内及び会津地域での進路活動や進路状況の把握に努めるとともに、地域への就
職・定着・定住のため、魅力ある地域活性化をテーマとした独自の活動が実施できるかが鍵
となると考える。

また、地域への理解や本学の取り組みを有効に伝えるための広報手段も重要だと考えら
れ、ホームページに加え SNS 環境からの情報提供も若い世代への意識構築にとって必須で
あり、地域の若者に向けた地域おこしへの意識拡大や直接的な交流に向けた環境整備も今
後取り組むべき課題である。また、地域活性化センターの体制充実も、本学の教育目的であ
る「地域社会への生活、文化及び産業の向上発展」の継続に向け必至であるという要件は変
わらない。本学全体で派遣講座や公開講座に積極的に取り組む姿勢や、地域連携事業や学生
参画型実学実践研究に向けた活動についても、本学の 70 年を越える歴史に育まれてきた地
域一体の精神に誇りを持ち、地域発展に寄与するため様々な改善に努めたい。

9.5. 根拠資料

9-1 会津大学短期大学部 HP「地域貢献に関する基本方針」

<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/contribution/index.html>

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10.1.1. 現状説明

10.1.1.1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的の実現に向けた大学運営方針の構築＞

本学は、公立大学法人としての使命のもと、地域における高等教育機会の提供と地域の知的・文化的拠点として中心的な役割を担っており、次の基本的な考え方（資料 10-1-1）のもと基本目標（資料 10-1-2）の実現に向けて全教職員が一丸となって取り組んでいる。

（基本的な考え方）

公立大学法人会津大学は、会津大学及び会津大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）を設置・管理し、コンピュータ理工学、産業情報学、食物栄養学、幼児教育学の分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを使命とする。これに加え、東日本大震災からの復興、地方創生に貢献するため、法人を挙げて次に掲げる基本目標の達成を目指すものとする。

（基本目標）

短期大学部

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与する。

- 1 専門知識・技術を身に付けることにより、社会貢献できる職業人を育成する。
- 2 幅広い教養と高い倫理観を備えた人材を育成する。
- 3 地域に密着した生涯学習機会の提供を図り、知識基盤社会の形成に貢献する。
- 4 地域の産学民官と連携し、地域振興に貢献する。

共通

- 1 大学の特性をいかし、東日本大震災からの復興に貢献するとともに、それを担う人材

の育成・県内定着に努める。

- 2 人口減少や少子高齢化の進行を始め国内外の社会経済情勢の変化に伴う様々な課題に柔軟かつ能動的に対応していく。
- 3 新型コロナウイルス及び新たな感染症に対応するため、大学の専門性を生かした各種研究や他大学との連携を強化した取組を通じて社会に貢献する。
- 4 SDGs の理念を推進するとともに、県のカーボン・ニュートラル宣言を踏まえ、大学の特色ある強みを生かした取組を行い、持続的な地域社会づくりに貢献する。

これらの実現に向けては、本学の設立団体である福島県が県議会の承認を得て定める「公立大学法人会津大学中期目標」や、中期目標に基づき定めている「公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画」（資料 10-1-3）及び同計画を実現するための「公立大学法人会津大学年度計画」（資料 10-1-4）に、教育研究から地域貢献、東日本大震災からの復興支援、そして管理運営に関する本学の具体的な取組方針を定めている。

◎中期目標

第4 管理運営の改善及び効率化に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善に関する目標

- ア 大学の理念・目的の実現に向けた組織運営を行うための方針を定め、学内で周知、共有を図る。
- イ 法人運営、大学運営に必要な規程を整備し、意思決定過程や権限・責任の明確化を図る。
- ウ 法令に即して適切な組織運営がなされているか、常に検証し、必要に応じて見直しを行う。
- エ 大学の理念・目的の実現に取り組むためにふさわしい教育研究組織、事務組織を設置し、その構成員となる教員、職員を公平かつ公正に選考、配置するとともにその能力向上にも努める。

○中期計画

第3 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 組織運営と職務遂行の指針となる「公立大学法人会津大学組織運営方針」（資料 10-1-5）及び「会津大学行動規範」（資料 10-1-6）を、会議や研修の機会を活用して教職員に周知する。
- イ 公立大学法人制度の趣旨を反映した規程を体系的に整備するとともに、不断の見直しに取り組みながら公正な法人運営・大学運営を行っていく。

- ウ 法令、規程に則って組織運営がなされているか毎年度テーマを定めて内部監査を実施する。
- エ 毎年度、法人内部の組織、人員体制を運営状況に照らして検証し、必要な見直しを行う。
- オ 教員はもとより、職員の採用に当たっても法令の定めに従いながら、公平かつ公正に募集し、採用試験を実施する。
- カ 全職員数に占める法人職員の割合を 45%まで引き上げる。
- キ 事務職員の女性管理職を複数配置する。
- ク 公立大学法人の運営を担う職員を育成するのにふさわしい研修体系を整備し、職務遂行能力を向上させていく。

目標を達成するためには、組織内に設けられた各機関がそれぞれ重要な役割を担っている。公立大学法人としての最終的な意思決定機関は役員会であるが、このほか、法人の経営に関する重要な事項を審議するため経営審議会を設置し、理事長（学長を兼務する）が議長を務めて会を主宰している。また、本学の教育研究に関する重要事項については、学長が議長を務める教育研究審議会を置き、審議することとしている。

一方、学務に関することについては、会津大学短期大学部学則第 41 条（資料 10-1-7）に基づき教授会を設置している。構成員は、学長をはじめ専任教員（助手は学長が認めた場合のみ）であり、学部長が議長となり運営している。

また、教育研究活動を円滑に実施したり、専門事項を調査・審議したりするため、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 10-1-8）に基づき、学科会議、教養基礎会議、部科長会議、地域活性化センター運営委員会、コンピュータセンター運営委員会、企画運営委員会、評価委員会、短期大学認証評価委員会、会計監査委員会、ハラスメント防止等委員会、苦情等処理委員会、研究等受入審査委員会、職務発明審査会、教務厚生委員会、進路指導委員会、学生相談室、入学試験委員会、広報委員会及び附属図書館委員会を設置しており、それぞれの所管事項の審議を行い、その結果を教授会で審議・報告することとしている。

理事長のリーダーシップのもと、各審議機関や委員会が機動的に機能しながら、公立大学法人としての役割を果たしている。以下、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の審議事項について整理すると、次のとおりである。

ア 経営審議会の審議事項

- ① 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ③ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な

規程の制定又は改廃に関する事項

- ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑥ 前記に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

イ 教育研究審議会の審議事項

- ① 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ③ 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④ 教員の人事（非常勤講師再任を除く。）及び評価の方針又は基準に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ 前記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

ウ 教授会の審議事項

- ① 学生の入学、卒業及び学位の授与に関すること
- ② 教育課程に関すること
- ③ 学生の懲戒処分に関すること
- ④ 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- ⑤ 前記のほか、学長及び学部長その他の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項

教授会の審議事項については、2014年6月27日付けで交付された学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律等を受けて、学内規程の整備を行っている。

なお、改正前に審議事項としていた、

- ・学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成
- ・教員人事に関して教育研究審議会から付託された事項
- ・退学、休学、復学、転学、再入学、除籍及び賞罰等学生の身分に関すること
- ・学生の試験に関すること
- ・学位の取り消しに関すること

などの項目については、改正後においても「学長及び学部長その他の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項」として、引き続き専門的、多角的な視点から審議することとしている。

＜明文化された規程に基づく管理運営＞

公立大学法人としての基本規程である「公立大学法人会津大学定款」（資料 10-1-9）を柱にして、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 10-1-10）、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 10-1-8）が定められている。これらには、法人の組織体制や職制、役員会等の審議機関から財務・会計、短期大学部の内部組織などが定義され、管理運営体制が明確になっている。

さらに、本学及び法人において、教育研究審議会や法人経営審議会など、審議機関や学内委員会の役割などを定めた諸規程を一つ一つ整備しており、適正に運営している。また、本学は 1 法人 2 大学の体制の中で、財務・会計関係については、「公立大学法人会津大学会計規程」（資料 10-1-11）で基準を定め、法人の財政状態や運営状況を明らかにしているほか、サービスや給与など教職員の勤務条件関係についても、「公立大学法人会津大学職員サービス規程」（資料 10-1-12）や「公立大学法人会津大学職員給与規程」（資料 10-1-13）など共通の規程等に基づき、法人として統一した管理運営を行っている。

以上により、短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示していると判断できる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

＜理事長並びに役員＞

本学の設置者である公立大学法人会津大学は、法人運営の責任者である理事長が会津大学及び会津大学短期大学部の学長を兼務する体制となっている。

法人には、定款の規定に基づき、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人以内を置くこととしている。（資料 10-1-9）理事長は、法人を代表し、その業務を総理するとされている。

「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 10-1-10）第 8 条において、副理事長及び理事の担当、兼務する職及び所掌事務を以下のとおり定め、理事長を補

佐する体制を整備している。

担 当	兼務する職	主な所掌事務
総務・財務担当	事務局長	法人の総務、財務、評価、目標・計画に関すること
教育・学務担当	コンピュータ理工学部 部長	会津大学の教育・学務に関すること
研究担当	研究科長	会津大学の研究に関すること
管理・渉外担当		会津大学の地域連携・国際交流に関すること
短期大学部担当	短期大学部長	会津大学短期大学部に関すること

学長を兼務する理事長の選考は、定款に基づき理事長を選考するための機関（以下「理事長選考会議」という。）を会津大学及び本学ごとに設置し、それぞれの理事長選考会議において行われる。理事長選考会議の選考の結果が一致しない場合は、選考を行うためにそれぞれの理事長選考会議から選出される代表者で構成する会議（以下「代表者会議」という。）において選考が行われる。

これらの会議において理事長として適任と認められた者が選出され、法人として福島県知事に申出し、福島県知事が任命を行う。

副理事長及び理事は理事長が任命を行うが、任命の際、現に法人の役員又は職員でない外部の者が含まれるようにしなければならない規定となっている。

<法人の運営組織>

（経営審議会）

法人の運営組織としては、定款に基づき、以下の法人の経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議会が設置されており、その審議結果を踏まえ、理事長が法人としての意思決定を行っている。

- | |
|---|
| (1) 中期目標についての知事に述べる意見に関する事項のうち、法人経営に関するもの
(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人経営に関するもの
(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
(6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項 |
|---|

経営審議会は、委員 10 人以内で組織し、委員は①理事長、②副理事長、③理事長が指名する理事又は職員、④法人役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者（5 人以内とし、かつ、委員総数の 2 分の 1 を下回らない数）で構成する。

（教育研究審議会）

一方、大学の教育研究に関する意思決定権は学長にあるが、定款に基づき、以下の教育研究に関する重要事項を審議する機関として大学ごとに教育研究審議会を設置している。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事（非常勤講師再任を除く。）及び評価の方針又は基準に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

本学教育研究審議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、①学長、②学部長、③各学科長、④附属図書館長、⑤学生部長、⑥教養基礎会議議長、⑦コンピュータセンター長、⑧事務局代表者 1 名、⑨教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する教職員（3 人）、⑩法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究審議会の承認を得て理事長が任命する者（2 人）で構成する。

また、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 10-1-8）では、学内に「教務厚生委員会」、「ハラスメント防止等委員会」、「苦情等処理委員会」等の常設委員会を設置するとされており、それぞれの関係規程等に基づき、所掌事項の調査・検討、審議を行っている。

＜法人の内部組織＞

「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 10-1-10）第 2 条において、法人の内部組織として、定款第 3 条により設置する大学のほか、評価室、監査室及びコンプライアンス推進室を置き、それぞれの事務分掌ごとチェック機能を担っている。

内部組織	分掌事務
評価室	目標・計画等に関すること、自己点検・評価、認証評価機関評価、評価委員会評価等に関すること。
監査室	監査に関すること。
コンプライアンス推進室	公的研究費等の使用における不正防止計画の策定及び推進に関すること。

＜大学の教学組織＞

本学の教学組織としては、「公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程」（資料 10-1-10）及び「会津大学短期大学部学則」（資料 10-1-7）に基づき、3つの学科（産業情報学科、食物栄養学科、幼児教育学科）、短期大学部附属図書館が置かれ、教員及び事務職員がその運営にあたっている。

また、「会津大学短期大学部学則」及び「会津大学短期大学部教授会規程」（資料 10-1-14）に基づき、教授会が設置され、学生の入学・卒業及び課程の修了に関すること、学位の授与に関すること、その他の教育研究に関する重要事項が審議される。

さらに本学では「会津大学短期大学部部科長会議規程」（資料 10-1-15）に基づき、教授会開催前までに部科長会議が開催される。部科長会議は、学長、短期大学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、事務局代表者1名によって組織され、教授会審議事項の調整ほか、教員の人事に関する事項や法人の審議機関等の議題に関する事項等、大学全般の業務に係る連絡・調整機関としての役割を果たしている。部科長会議で審議、報告等された事項については、教授会に議題として諮り、審議、報告等している。

加えて、「会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則」（資料 10-1-8）に基づき、各委員会等を設置し、それぞれの所管事項の審議を行ったうえ教授会に議題として諮り、審議・報告している。

（各委員会等）

- ・ 学科会議
- ・ 教養基礎会議
- ・ 部科長会議
- ・ 企画運営委員会（FD 小委員会）
- ・ 評価委員会（授業・本学評価委員会、大学法人評価委員会、短期大学認証評価準備小委員会、教員評価基準検討小委員会）
- ・ 短期大学認証評価委員会
- ・ 会計監査委員会
- ・ 教務厚生委員会

- ・進路指導委員会
- ・附属図書館委員会
- ・学生相談室
- ・ハラスメント防止等委員会（ハラスメント相談窓口）
- ・苦情等処理委員会
- ・研究費等受入審査委員会
- ・職務発明審査会
- ・地域活性化センター運営委員会
- ・コンピュータセンター運営委員会
- ・入試・広報センター運営委員会（広報委員会、入学試験委員会、学生募集担当）

上記のほとんどの委員会には、教員だけでなく事務職員も委員等として参画し、それぞれの知見をいかした役割を担うとともに、中期計画・年度計画の策定や実施状況の取りまとめから大学運営上の問題に到るまで、教員と事務職員が情報共有を図りながら連携して対応している。

＜法人及び大学の意思決定プロセス＞

法人運営に関する権限と責任は法人の理事長が、教育研究に関する権限と責任は大学の学長が負うべきものであるが、本学の場合は、「公立大学法人会津大学定款」（資料 10-1-9）に基づき、法人の理事長が学長となるものとなっている。このことから、法人及び大学における全ての意思決定は、法人の理事長である学長が行う。

また、役員会を年 3 回程度開催しており、法人運営と教学組織は、その所掌する範囲や権限を規程等で明確に区分しているものの、本学では法人運営と教学が密接に関係する部分について、総合的で迅速な判断と一体的な運営が可能となっている。

教育研究に関する事項については、各委員会等、部科長会議、教授会、教育研究審議会の審議を経て学長が決定することとされており、意思決定のプロセスは教職員に共有されている。また、法人経営に関する事項についても、各委員会等、部科長会議、教授会、経営審議会の審議を経て学長が決定することとされている。

近年、地震、水害、火災に加えて、弾道ミサイル発射、感染症の流行等、適切な大学運営に支障をきたす様々なリスクが発生してきている。本法人では、様々なリスクに対し迅速かつ的確に対処することで、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とし、2022 年 1 月に「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-16）を定めたところである。

① 法人のリスクマネジメント規程

本法人では、業務運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-16）に基づき、リスクマネジメント体制及び対処方法を定めている。

リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、理事長を委員長としたリスクマネジメント委員会を置き、以下の事項を審議する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) リスクマネジメントの企画・立案等に関する事項(2) リスクの評価に関する事項(3) リスクの動向の把握及び調査に関する事項(4) リスクに係る対策の評価及び見直しに関する事項(5) リスクマネジメントに係る教育、研修の企画・立案等に関する事項(6) その他リスクマネジメントに関し必要な事項 |
|--|

緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見又は予知したときは、教職員は直ちに担当部局長に報告し、その報告を受けた部局長は直ちに危機の状況を確認し、理事長に報告するとともに、必要な措置を講じる。

理事長は危機の報告を受けたときは、当該危機の対処方針等を副理事長及び担当部局長と協議し決定する。また、理事長は危機への対処のため必要と判断したときは、直ちに、理事長を本部長とした当該危機に係る危機管理対策本部を設置し、以下の業務を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 危機に係る情報収集及び情報分析に関すること。(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。(3) 危機に係る教職員、学生等への情報提供に関すること。(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。(5) 危機に関する報道機関への情報提供に関すること。(6) 危機に係る部局等との連携に関すること。(7) その他危機への対応に関して必要な事項に関すること。 |
|--|

また、対策本部には、危機管理対策会議（議長：公立大学法人会津大学事務局長）を置き、対策本部の事務局機能を担う。

なお、法人内で施設への緊急事態が発生した際には、「2022 年度会津大学委託業者組織及び緊急連絡網」を活用し、夜間、休日を問わず、速やかに施設係等に連絡することになっている。

② 災害対策マニュアル（短大）

本学では、独自の「災害対策マニュアル」（資料 10-1-17）を策定し、学生、教員、事務職

員と対象者ごと、地震、火災、弾道ミサイル発射時と事象ごとに分けてそれぞれの発生時の対応方法等を定めている。

また、災害対策本部等の組織体制を規定し、地震と風水害等の被害の程度により、配備区分や配備人員を定めるとともに、各班の業務も明確にしている。加えて、休日・夜間に災害が発生した場合の大学参集基準や行動指針も定め、いざというときに各職員が迅速かつ的確に行動できるようにしている。

なお、毎年、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部と連携を図りながら、会津大学短期大学部消防計画（資料 10-1-18）に基づき以下のとおり訓練を行っているが、概ね同じ時期に、同様の想定で実施している。これは、本学の教員以外の職員は 2～3 年、学生は 2 年と在籍スパンが短いことから、毎年、典型的な事案を想定して実施しているものである。

おって、2020 年度以降はコロナ禍ということで、消防署の参加はなされていないが、通常は原則として、防火管理者を中心に、実際に被害があった場合を想定した緊張感を持った訓練を心がけて行っている。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
開催日時	6 月 30 日 11:30～12:00	6 月 29 日 11:30～12:00	6 月 28 日 11:30～12:00	6 月 27 日 11:30～12:00	10 月 29 日 11:30～12:00	6 月 24 日 11:30～12:00	6 月 30 日 11:30～12:00
被害発生場所	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房	北棟 1 階 食堂厨房
被害想定内容	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災	大型地震発生（震度 6）に伴う火災
参加人数	約 220 名	約 230 名	約 230 名	約 220 名	約 140 名	約 220 名	約 220 名
消防署参加	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし

③ 新型コロナウイルス感染症対策

対策本部としては、前述の「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-16）に基づく危機管理対策本部を設置し、会津大学及び会津大学短期大学部の感染者の把握や対応状況等について、情報共有を図っている。

また、本法人では、「会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン」（資料 10-1-19）を策定し、学生・教職員で感染者等が発生した場合の具体的な

対応策を定めている。

例えば、学生に感染者が発生した場合は、感染した学生本人から所属学科と事務室に連絡してもらい、事務室での聞き取り情報をもとに発症日2日前からの行動記録を作成し、感染拡大を防ぐため速やかに学内関係者に情報共有を図っている。併せて、各学科の教務厚生委員が中心となって待機期間が終了し登校できるようになるまで学生のメンタルヘルスを含めた相談にのっている。

一方で事務室では、クラスター（同一の場において、5人以上の感染者の接触歴等が明らかとなっていること）発生を未然に防止するため、本人・医療機関・保健所等と連携を図りながら濃厚接触者等を把握するとともに、当該学生の所属学科や危機管理本部と情報共有しながら対応しており、現在まで本学でクラスターは発生していない。

以上により、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しており、またそれに基づいた適切な大学運営を行っている判断ができる。

10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学の予算編成は、「公立大学法人会津大学会計規程」（資料10-1-11）に基づき、同法人の設立団体の長である福島県知事の承認を得た第3期の「中期計画」（資料10-1-3）に基づく「年度計画」（資料10-1-4）に沿って、理事長が毎年策定する予算編成方針に従い実施している。

具体的には、毎年10月に予算編成方針が策定され、本学の予算責任者のもと予算案作成作業がスタートする。各学科への照会、要求内容の取りまとめや調整を事務室が中心となり実施し、11月には、学長以下学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、入学試験委員長や進路指導委員長、さらに各学科から選出された教員などで構成する企画運営委員会で最終案を決定し、法人予算を所管する会津大学の予算責任者へ提出する。

ここで入念な調整が重ねられ、2月下旬に行われる法人経営審議会及び法人役員会の議を経て、予算が確定する。また、この作業に先立ち、県からの運営費交付金に関する予算については、別途県の財政当局と調整が行われる。人件費をはじめ教育研究に要する経費や収容定員の増加などの特殊要因に伴い必要となる経費、大規模施設設備に要する経費など、予算獲得に向けた作業が例年5月から行われている。

予算の執行に当たっては、同規程のほか、「公立大学法人会津大学会計規程実施規則」（資料10-1-20）や「公立大学法人会津大学契約事務取扱規則」（資料10-1-21）など、関係規程に基づき、適正な執行に努めている。特に研究費の執行に関しては、これまでも注意を払っ

てきたところであるが、2014 年に文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料 10-1-22）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（資料 10-1-23）を踏まえ、公立大学法人会津大学として関係規程を整備し、毎年、研究費の不正使用の防止はもとより研究倫理教育に係る講習を行い、注意を促している。

また、予算執行の適切性については、理事長が任命する法人の監事による監査及び地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査で検証されている。

- ・法人監事による監査 2 月
- ・会計監査人による監査 7 月から翌年 3 月にかけて期中監査実施
 年度終了後 4 月から 6 月にかけて期末監査実施

確認を受けた財務諸表等は、法人経営審議会及び法人役員会での審議を経て県知事へ提出し、承認を得ることとされている。知事が承認をしようとするときは、県が設置した公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととしており、ここでも予算執行の妥当性等について確認を受けることになっている。また、法人内にも内部統制の強化を図ることを目的に総務・財務担当理事を室長とした監査室を設置して監査を行っているほか、同監査室と法人監事、会計監査人、大学との四者による協議会を組織し、それぞれの機関が相互に連携協力しながら 適正な予算執行に努めている。このほかにも、県から運営費交付金を受けていることから、地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、毎年県の監査委員による監査が行われ、資金の出納状況や事業運営についても監査を受けている。

以上により、予算編成及び予算執行は適切に行われていると判断できる。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

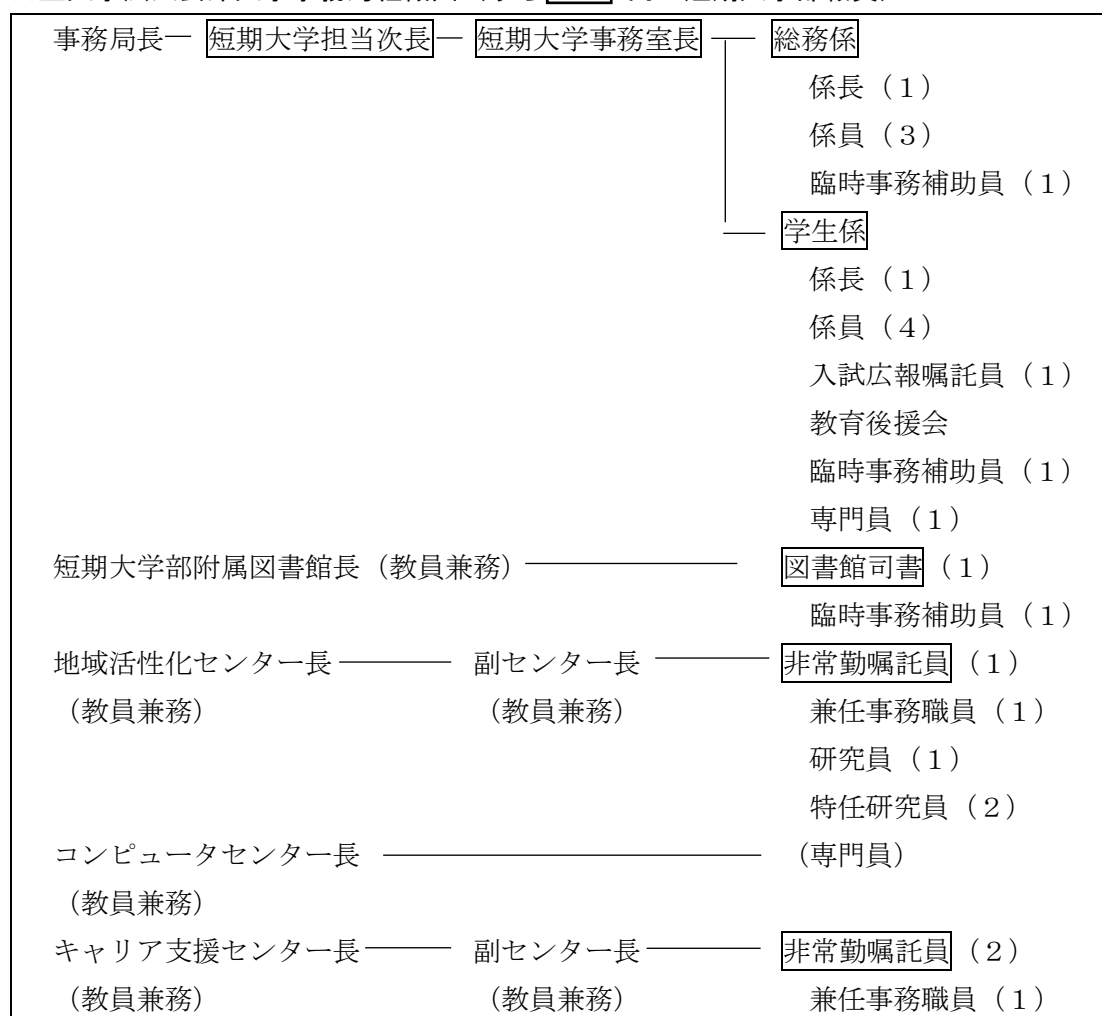
本学の事務組織については、「中期計画」において、以下のように示している。

- 毎年度、法人内部の組織、人員体制を運用状況に照らして検証し、必要な見直しを行う（資料 10-1-3 第 3-1(1)エ）。
- 全職員に占める法人職員の割合を 45%まで引き上げる（資料 10-1-3 第 3-1(1)カ）。
- 事務職員の女性管理職を複数配置する（資料 10-1-3 第 3-1(1)キ）。

短期大学事務室は、総務係と学生係の 2 係体制で合計 13 名である。内訳は、管理職 2 名、

2022 年度末時点では、事務職員 13 名のうち 6 名が公立大学法人会津大学採用職員（法人職員）で、7 名が設置団体である福島県からの派遣職員であり、法人職員の割合は約 46% となっている。また、短期大学部では管理職 2 名は男性であり女性管理職は在籍していない。

公立大学法人会津大学事務局組織図（うち□内が短期大学部職員）



93

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

教職員の意欲及び資質向上策については、「中期計画」において、以下のように示している。

- 公立大学法人の運営を担う職員を育成するのにふさわしい研修体系を整備し、職務遂行能力を向上させていく（資料 10-1-3 第 3-1(1)ク）。
- 事務職員等に導入した人事評価制度は、すでに評価結果を給与等に反映させていることから、公平、公正、厳正に運用していく（資料 10-1-3 第 3-3(1)エ）。
- 管理職による職員面談を適時に実施し、職員の状況を把握する（資料 10-1-3 第 3-4(1)イ）。
- 教職員を対象に毎年法令遵守やハラスメント防止に関する研修会を開催する（資料 10-1-3 第 3-4(1)ア）。

教職員の研修については、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）の 2017 年 4 月 1 日からの施行により、各大学はスタッフ・ディベロップメント（SD）に取り組むことが義務化された。

これに伴い本法人では、2020 年 3 月に「公立大学法人会津大学人材育成プログラム—大学職員の能力開発・育成について—」（資料 10-1-24）を制定したところである。

本法人においては、管理職を除く職員の半数を法人職員が占めており、これまで県派遣職員が中心となって蓄積してきた大学運営にかかる知識・経験を継承しながら大学運営の中核を担っていく法人職員の育成が急務となっている。

また、法人職員、県派遣職員、非正規職員等の多様な職員が連携しながら大学を運営していく必要があることから、職員の職務に応じた役割や求められる知識・能力等を明確にし、人材育成プログラムを見直し、高度で専門性の高い多様な大学職員の育成を図っていくこととした。

大学運営に関する専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する公立短期大学幹部研修会や公立短期大学事務職員中央研修会に参加しているほか、教員の科研費や学生の奨学金、大学入学共通テストなど担当業務に直接関係する研修会への積極的に参加するとともに、コンピュータセンターの技能員や短期大学部附属図書館司書については、それぞれ関連する団体主催の研修を受講している。

なお、コンプライアンス研修等、公立大学法人職員として求められる研修について、福島県が企画する職員研修計画に基づくふくしま自治研修センター等での研修も受講している。

◎人材育成の考え方

- ・大学改革や大学運営の課題に取り組むことのできる職員の育成に向けて、SD研修（スタッフ・ディベロップメント）に体系的に取り組む。
- ・全ての職員の自ら成長する意識を引き出すとともに、各職員が人材育成の担い手となって取り組む。
- ・組織と職員、上司と部下、教員と職員、職員同士における信頼関係を生み出し、組織としての強化を図る。
- ・年齢・性別等の属性や、職種・職務等による区別なく、全ての職員が能力を発揮し大学職員として成長できる機会を確保する。

◎目指すべき職員像

- ・本法人の持続的発展に気概を持って取り組む職員
- ・大学運営におけるプロフェッショナルな職員として、高度な知識・技能・能力・資質を有し、教員との協働により大学改革や大学運営に創造的に取り組むことのできる職員
- ・本法人の運営が直接的・間接的に福島県民の生活・文化の向上につながるよう、福島県の施策体系、県民への貢献という視点を持って職務に取り組むことのできる職員
- ・多様な価値観を尊重し、ダイバーシティ推進の視点に立った教育・研究環境や労働環境の整備・改善に努める職員
- ・職務の遂行や研修の機会をとらえ、自ら成長しようという意欲を持った職員

以上のような人材育成の考え方や目指すべき職員像のもと、職務に応じた到達目標、具体的な取組として、採用、研修、昇任・昇格、配置・人事異動、評価、職員提案制度・職員表彰に到るまでの人事・職員研修等の具体的な取組方針を明示している。

なお、公立大学法人会津大学の研修プログラムは以下のとおりで、短期大学部においても基本的にすべて参加できることになっている。

大原則は、日常業務を遂行していく中で、管理・監督者が計画的に職場内研修（OJT）を行っていくことが能力向上の中心となるが、個別の職場外研修（Off-JT）において、初任者研修、職階別研修、スキルアップ研修等を行い、段階的に基本的な職員としてのスキルを磨いていくプログラムを用意している。

また、研修カテゴリーの「大学理解」では、役員講話「トップに聞く」や公開授業参観等を通して、本法人の事業、方針、その課題や、教育・研究活動、産学連携・地域貢献活動への理解を深める取組も実施している。同じく「必須課題」では、全教職員を対象に、本法人ガイドライン等に基づき、全学的にリスク対応研修を実施している（例：コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ）。

さらに、個別業務ごとに必要な知識等については、大学運営・経営戦略、実務型専門研修、他大学相互人材プログラム、自己啓発等、多様なプログラム及び支援が用意されている。

【公立大学法人会津大学の研修プログラム】

区分	カテゴリー	対象者	研修内容 等
職場内 研修 OJT	—	全職員	日常業務を通じて、高度で専門的な役割を担う人材として成長できるよう支援する。 管理・監督者が育成計画を立て、職場全体で進める。
職場外 研修 Off-JT	初任者研修	新任者	初年次職員に対し、各課等の管理・監督者が、基本的事項の全般的な研修を提供する（例：大学組織、各種事業/業務、サービス、予算 等）。
	職階別研修	全職員	初任者、主事・副主査、主査、係長、管理職の各職務に応じた知識・能力を習得する（福島県が企画する職員研修計画に基づくふくしま自治研修センターでの研修も含む）。
	大学理解	全教職員	役員講話や公開授業参観等を通して、本法人の事業、方針、その課題や、教育・研究活動、産学連携・地域貢献活動への理解を深める。
	スキルアップ	全職員	汎用的技能・能力を向上させる。（例：コミュニケーション力、文書作成力、企画力、交渉力、ICT 等） 更に、特に法人職員は業務別の専門知識・能力の向上を図る（例：法人会計事務、契約 等）。
	グローバル・多様性 研修	全教職員	職員の英語力を向上させる。全ての教職員の異文化理解を深める。ダイバーシティ理解と推進により労働環境整備・改善に努める。持続可能なグローバル目標である SDGs の取り組みを進めるための研修を実施する。
	必須研修	全教職員	大学全体での講習会・講演会を開催する（四半期ごと）。本法人ガイドライン等に基づき、全学的にリスク対策研修を実施する（例：コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ）。
	大学運営・ 経営戦略	法人職員 ・教員	公立大学協会が提供する政策研修や大学運営研修を活用する。大学職員のための大学院履修証明プログラム等により、高等教育を取り巻く情勢、大学経営/運営等に対応できる高い専門性を身につける。
	健康づくり 研修	全教職員	心と体の健康維持管理のための積極的な支援を行う（例：メンタルヘルス、ストレスマネジメント、健康管理、職場環境改善）。

	実務型研修	全職員	各種団体が実施する専門型研修を通して業務に関連する専門知識・技能を習得する（例：学生指導、情報処理、図書館運営等）。各課等で業務に応じた研修の機会を確保するため、研修費用支援制度を活用する。
自己啓発	—	全職員	積極的な自己啓発を推進するため、研修受講、資格取得、語学力強化にかかる経費の一部について支援を行う。

また、2016年度からは、職階ごとに必要な能力をもとにした「能力評価」と、職員一人ひとりが個々の業務に関する目標を設定し、その達成度をもとにした「業績評価」を行う人事評価制度を導入し、職員の職務遂行能力や資質の向上に取り組んでいる。

この制度は、能力評価では年に1度、業績評価では年に2度（前期・後期）、自分の現在の能力や担当業務の進捗度等を自ら振り返り自己評価するとともに、管理職によって評価されるものである。特に業績評価では、前期・後期ごと、組織目標を踏まえて自ら目標設定を行い、期首面談を通じて目標達成の基準を管理職と整理する。期末に進捗状況等を自己評価したものを期首面談時に整理した基準に基づいて管理職が最終評価するもので、給与等にも反映される。

良いところを更に伸ばし、足りないところは補いながら、人材育成にも寄与していくことが目的の一つにもなっており、組織目標と連動した個人の目標達成が達成感や自信にもつながり、職員の能力の向上、勤務意欲の向上につながっている。

以上により、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、予算が適正に執行されたかどうかについては、理事長が任命する法人の監事（弁護士、公認会計士）による監査及び地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査で検証されている。

・法人監事による監査 2月

- ・会計監査人による監査 7月から翌年3月にかけて期中監査実施
年度終了後4月から6月にかけて期末監査実施

確認を受けた財務諸表等は、法人経営審議会及び法人役員会での審議を経て県知事へ提出し、承認を得ることとされている。知事が承認をしようとするときは、県が設置した公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととしており、ここでも予算執行の妥当性等について確認を受けることとしている。

また、法人内にも内部統制の強化を図ることを目的に総務・財務担当理事を室長とした監査室を設置して監査を行っているほか、同監査室と法人監事、会計監査人、大学との四者による協議会を組織し、それぞれの機関が相互に連携協力しながら適正な予算執行に努めている。このほかにも、県から運営費交付金を受けていることから、地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、毎年県の監査委員による監査が行われ、資金の出納状況や事業運営についても監査を受けている。

本学は現在、第3期（2017年度～2023年度）の中期計画に基づいて大学運営が行われており、2023年度には次期中期計画の策定が予定されている。中期計画を達成するために、地方独立行政法人法の規定により、大学の教育研究の質の向上や業務運営の改善・効率化、財務内容の改善等について、事業年度ごとに年度計画を定め、当該年度終了時には実施結果の取りまとめと自己評価を実施し、次年度の運営に反映する取り組みを行っている。

また、例年６月頃までに前年度計画の取組状況を取りまとめ、その結果を教職員に周知しており、年度計画の項目ごとに委員会等が中心となって業務の進捗状況を確認し、計画を再認識することで、新年度計画の着実な実施が図られている。

年度計画の策定及び業務実績報告に当たっては、本学の評価委員会が中心となって他の委員会等が作成した内容の検討を行い、教授会、本学教育研究審議会、法人評価室、法人経営審議会、法人役員会において審議され、最終決定される。

業務実績報告については、項目ごとに実施状況を確認し自己評価を行うが、その根拠が客観的に判断できるよう、就職率や志願者倍率、各種講座等の参加者数等、可能な限り数値での報告に努めている。外部評価については、地方独立行政法人法第78条の2の規定に基づき、6名の外部有識者で構成される「福島県公立大学法人評価委員会」において、各事業年度における業務実績に対する評価が実施される。

また、2022 年度には、中期目標期間における業務の実績に関する見込み評価が実施され、2017 年度から 2021 年度までの業務実績に対して自己点検及び評価を行ったところである。これらの評価結果に加え、法人役員と評価委員との意見交換の際に出された意見も参考にしながら、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上により、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結

果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている」と判断できる。

10.1.2. 長所・特徴

本学の業務運営に関しては、公立大学法人会津大学中期目標に基づき策定した「公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画」（資料 10-1-3）及び「公立大学法人会津大学年度計画」（資料 10-1-4）により、毎年実績評価を行い進行管理しながら、計画的な業務の遂行に努めている。また、組織運営についても、「公立大学法人会津大学定款」（資料 10-1-9）を柱に学内規程が整備されており、役員会をはじめ教授会や各種委員会がしっかりと機能している。

近年、地震、水害、火災に加えて、弾道ミサイル発射、重篤な感染症の流行、その他重大な事件・事故等、適切な大学運営に支障をきたす様々なリスクが発生してきている。本法人では、様々なリスクに対し迅速かつ的確に対処することで、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とし、2022 年 1 月に「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」（資料 10-1-16）を定めたところである。

これまで、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の本学の対応については、随時学部長の指揮の下、必要な体制を敷き対策を講じてきたが、法人としての上記規程に基づく対応や短大独自のマニュアル等により迅速かつ組織的に対応できるようになった。

また、2016 年度からは、職階ごとに必要な能力をもとにした「能力評価」と、職員一人ひとりが個々の業務に関する目標を設定し、その達成度をもとにした「業績評価」を行う人事評価制度が導入され、職員の職務遂行能力や資質の向上に取り組んでいる。

この制度は、明文化した目標を職員間で共有することにより、日頃の業務遂行の中でのコミュニケーションが促進されるとともに、各自が設定する目標を組織目標と体系化させることにより、職員一人ひとりがこれまで以上に組織目標を意識して担当業務に当たるようになり、組織の一員としての認識が強化されて教員との連携強化や責任感の醸成につながっている。

加えて、本学業務に必要な専門的知識や能力を高めるためのスタッフ・ディベロップメント（SD）については、SD の義務化により、本法人では、2020 年 3 月に「公立大学法人会津大学人材育成プログラム－大学職員の能力開発・育成について－」（資料 10-1-24）を制定したところである。

本法人においては、管理職を除く職員の半数を法人職員が占めており、これまで県派遣職員が中心となって蓄積してきた大学運営にかかる知識・経験を継承しながら大学運営の中核を担っていく法人職員の育成が急務となっている。

また、法人職員、県派遣職員、非正規職員等の多様な職員が連携しながら大学を運営していく必要があることから、職員の職務に応じた役割や求められる知識・能力等を明確にし、人材育成プログラムを見直し、高度で専門性の高い多様な大学職員の育成を図っていくこ

とした。

10.1.3. 問題点

業務多忙であったり、学校行事と研修日程が重なったりして思うように受講できない状況もあるが、SD 研修については、体系的かつきめ細かな研修プログラムが策定されており、計画的かつ積極的に学んでいく必要がある。

本学事務室の組織体制については、2022 年度末時点では、事務職員 13 名のうち 6 名が公立大学法人会津大学採用職員（法人職員）で、7 名が設置団体である福島県からの派遣職員であり、法人職員の割合は約 46%となっている。また、女性職員は 13 名のうち 9 人で約 69%であるが、管理職はいない。今後は、さらに法人職員の割合を引き上げるとともに、女性管理職の配置も検討していく必要がある。

10.1.4. 全体のまとめ

本学の大学運営については、定款に定める目的を達成するため中期計画を定め、その実現のための大学運営に関わる方針を構成員に周知するとともに、学長をはじめとする所要の職、法人経営や教育研究に関する事項を審議する審議会、教授会等を設け、これらの権限と役割を明文化された規程によって明確化し、効率的かつ効果的に業務を遂行している。

また、大学運営に必要となる予算の編成や執行も適切かつ公正に行われており、法人及び大学の運営に関する業務や教育研究活動の支援等に必要な事務組織が設置され、十分に機能している。

さらに、適切かつ効果的な大学運営を行うため、SD 活動を通して教職員の意欲及び資質向上を図るための方策を体系的に講じている。

大学及び法人の運営状況は、毎年度、自己点検評価を実施し外部評価機関の評価を受けるとともに、監事等による監査が定期的に行われ、その結果を改善・向上に結びつけようとしている。

以上により、大学運営に関し、本学は短期大学基準で求められている内容を満たしていると言える。

10.1.5. 根拠資料

10-1-1 公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画 基本的な考え方

https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf

10-1-2 公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画 基本目標

- https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf
- 10-1-3 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画
https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf
- 10-1-4 公立大学法人会津大学年度計画
https://u-aizu.ac.jp/files/2022annualplan_j.pdf
- 10-1-5 公立大学法人会津大学組織運営方針
- 10-1-6 会津大学行動規範
<https://u-aizu.ac.jp/intro/outline/conduct/>
- 10-1-7 会津大学短期大学部学則
<https://www.jc.u-aizu.ac.jp/outline/gakusoku.pdf>
- 10-1-8 会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則
- 10-1-9 公立大学法人会津大学定款
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg001_j.pdf
- 10-1-10 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg003_j.pdf
- 10-1-11 公立大学法人会津大会計規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg100_j.pdf
- 10-1-12 公立大学法人会津大学職員服務規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg051_j.pdf
- 10-1-13 公立大学法人会津大学職員給与規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg050_j.pdf
- 10-1-14 会津大学短期大学部教授会規程
- 10-1-15 会津大学短期大学部部科長会議規程
- 10-1-16 公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg159_j.pdf
- 10-1-17 災害対策マニュアル
- 10-1-18 会津大学短期大学部消防計画
- 10-1-19 会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン
https://u-aizu.ac.jp/nCoV/COVID19Guideline_J_202112.pdf
- 10-1-20 公立大学法人会津大会計規程実施規則
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg101_j.pdf
- 10-1-21 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則
https://u-aizu.ac.jp/files/page/intro/regulations/reg102_j.pdf
- 10-1-22 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
- 10-1-23 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- 10-1-24 公立大学法人会津大学人材育成プログラム-大学職員の能力開発・育成について-

第2節 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 研究教育活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学は、公立大学法人会津大学が四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では一体的に運営されている。

現在は、設置団体の長である福島県知事から示された公立大学法人会津大学中期目標（2018年度から2023年度までの6年間の目標）の達成に向け、自ら策定した「公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画」（資料 10-2-1）に基づいて業務に取り組んでいる。この「中期計画」は、県知事の認可が必要とされており、財政面についても設立団体の確認を得たものとなっている。

○ 中期計画（第3期）における予算（2018年度～2023年度）（単位：百万円、%）

区 分	金 額	比 率
収入		
・ 運営費交付金	20,468	69.5
・ 補助金	1,479	5.0
・ 自己資金	6,013	20.4
（授業料等収入）	(5,520)	(18.7)
（財産収入）	(394)	(1.3)
（雑収入）	(98)	(0.3)
・ 受託研究及び寄附金収入等	626	2.1
・ 目的積立金取崩収入	879	3.0
計	29,467	100.0
支出		
・ 業務費	26,542	90.1
（教育研究経費）	(19,153)	(65.0)
（一般管理費）	(7,388)	(25.1)
・ 施設整備費	1,749	5.9
・ 受託研究等経費及び寄附金事業費等	1,175	4.0
計	29,467	100.0

- 第3期中期計画期間中の人件費は、14,454百万円を支出する。(退職手当除く)
- 端数処理の関係から、計は必ずしも一致しない。

支出については、教育研究費のほか、大学運営に必要な人件費や一般管理費について、福島県の運営費交付金算定ルールに基づき、毎年度対前年度費で1%削減が定められており、それを踏まえて中期計画期間中の所要額を算定している。

一方、収入については、69.5%は福島県から交付される運営費交付金(法人の運営上必要な支出をまかなうための財源措置)となっている。計画期間中の各事業年度の運営費交付金については、県の予算編成過程の中で一定の基準により算定されており、継続的に確保できるしくみになっている。

また、次に多い自己収入を見ると、その大半を占めるのが授業料等の収入である。過去7年間の内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円、%)

項目 \ 年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
授業料及び入学金、検定料等収入	939	953	962	963	966	981	970
うち、短大分	167	165	162	158	154	150	152

短大においては、2016年度以降、安定して150百万円以上の収入が入ってきているのが確認できる。

なお、学生納付金収入に直結する本学の在学生数の状況は、各年度4月1日時点において、2016年度が331人、2017年度が321人、2018年度が311人、2019年度が319人、2020年度が308人、2021年度が293人、2022年度が298人となっており、概ね定員の300人で安定的に推移している。

毎年度の経営努力による剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、設立団体の長である福島県知事から承認を受けている。2021年度においては約264万円の当期総利益が生じたところであり、その概ね全額を目的積立金として承認されている。目的積立については、翌事業年度以降、教育研究の質向上及び組織運営の改善等中期計画で定めた使途に充当できる。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期的財政計画は、適切に策定されていると判断できる。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点１：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財政基盤（又は予算配分）

評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

収入については、毎年度、授業料収入等などの自己財源のほか、福島県からの運営費交付金により教育研究活動をはじめとした大学運営に必要な収入を確保している。

運営費交付金は、法の趣旨に基づき、大学運営に不可欠なものとして福島県に要求し、毎年度安定的に所要額を確保しており、老朽化が進む施設の維持のため、長期保全計画に基づいた改修や、現状に則した施設整備の最適化のため必要な大規模改修工事などの経費については別途、福島県に要求できるものとなっている。

資金の運用管理については、年度当初に資金計画を作成し、業務上の余裕金の運用については、地方独立行政法人法第43条の規定により、主として金融機関への定期預金等により運用している。

運営費交付金は、大学運営に必要な支出（人件費＋一般管理費＋業務経費）と自己収入との差額として算出され、福島県から交付されたものであり、弾力的な業務運営を可能にするため、使途を特定しない交付金として措置されている。

自己収入については、授業料等（授業料、入学料、入学検定料）や雑収入（学生宿舍料、財産使用料、科学研究費（科研費）、間接経費等）がある。

これらの大学運営に必要な収入の確保に加え、以下のとおり科研費等の外部資金の獲得に努めているほか、業務の効率化や日々の経費節減努力により、第3期中期計画期間においては、毎年度で当期純利益を確保しており、必要かつ十分な財政基盤を確立していると言える。

○ 外部資金の獲得状況（2018年度～2022年度）

（単位：件/千円）

年度 項目	2018		2019		2020		2021		2022	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
文科省科学研究費補助金	7	5,655	10	8,690	11	7,889	12	9,449	7	6,928
その他の研究費補助金	1	1,675	3	1,350	4	1,482	2	2,102	2	953
受託研究費	5	763	1	130	7	1,055	5	602	4	724
合計	13	8,093	14	10,170	22	10,426	19	12,153	13	8,605

外部資金については、毎年、理事長が定める予算編成方針においても、受託研究費、共同研究費、寄附金などの外部資金や国・県等の補助金を積極的に獲得することを柱の一つとして財源確保に努めており、第3期中期目標にも、「年間で、外部の公募型研究費の獲得件数50件、産学官連携関係を含む外部資金獲得額1億5,000万円（短期大学部を含む）を目指す。」「科学研究費の年間の新規採択率50%を目指す。」と明記している。法人全体では、2018年度～2021年度で大きく目標を超える成果を上げており、短大においては上記のとおり、安定的に概ね1,000万円前後の金額を獲得している。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10.2.2. 長所・特徴

本学の財政的基盤については、福島県を設立団体とする公立大学法人であることから、県からの運営費交付金を柱として授業料など自己収入も安定的に確保しており、第3期中期目標・中期計画に基づき定めた6年間の財政計画に従って計画的に執行している。また、会計監査人による内部監査はもとより県の監査委員による監査、法人経営審議会や福島県公立大学法人評価委員会など外部の有識者による審議など、監査・検証体制も確立されている。

収入の約7割を占める運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年1%ずつ削減されているが、教員人件費については所要額が確保されており、また、個人研究費、講義・実習等経費などの特定経費は、削減の対象外となっている。このほか、施設整備費についても、毎年ほぼ一定額が交付金として確保されている。これらにより、現時点で安定した教育研究活動を行っている。

本学の収入財源で運営費交付金に次いで多いのが、授業料や入学検定料、入学料などの学生納付金収入である。前述のとおり、学生数は概ね定員を超える数で推移しており、安定した収入を確保している。

さらに、管理運営の改善及び効率化の取り組みの一つとして、省エネルギー対策に継続的に取り組んでいる。毎年、会津大学短期大学部節電行動計画（資料10-2-2）を策定し、特に7月から9月の3か月間は具体的な数値目標を掲げて全学挙げて取り組み、成果を出しており、経費節減につながっている。

10.2.3. 問題点

「第8章 教育研究等環境」のところでも述べたように、老朽化が進む施設・設備の維持管理が大きな課題となっている。2006年4月の公立大学法人化以降、健全な法人経営に

努め、2021 年度末現在では 17 億 9,000 万円の利益剰余金を上げているが、施設の整備等に充てることができる予算は限られており、いかにして財源を確保するかが課題である。

また、県からの運営費交付金が毎年削減されていくことから、これを補填するためにも、補助金収入や受託研究等事業収入といった外部資金の増加を図っていく必要がある。このため、次の取り組みを進めていく。

- ・研究成果を広く周知し、受託研究など外部からの研究資金を獲得していく。
- ・民間財団の研究助成など各種制度の情報提供などを積極的に行う。
- ・業務の合理化、簡素化による経費の抑制

加えて、18 歳人口の減少や四年制大学への進学が増加などにより、志願者の確保が厳しくなることが予想されている。さらに国では、新しい職業教育の高等教育機関について検討が進められており、本学も含めて短期大学の今後の在り方が問われようとしている。今後は、こうした国の動きを注視しながら、引き続き本学の特徴や魅力を分かりやすく情報発信し志願者増加につながるよう、効果的な広報方法等について検討していく。

10.2.4. 全体のまとめ

本学の財務は、教育研究活動を安定的に遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、それに基づき毎年度の予算編成及び執行が適切に行われている。

また、法人全体で約 7 割を占める県からの運営費交付金を柱に、授業料等の自己資金収入も概ね安定して推移し、外部資金の獲得等についても学外から資金を受け入れる体制を整備し積極的に取り組んでいることから、安定的かつ十分な財務基盤を有していると言える。

以上により、財務に関し、本学は短期大学基準で求められている内容を充足していると言える。

10.2.5. 根拠資料

10-2-1 公立大学法人会津大学中期目標に対する中期計画

https://u-aizu.ac.jp/files/3rdMidtermplanrev_j.pdf

10-2-2 会津大学短期大学部節電行動計画

終章

本学は現在まで中期目標をはじめ教育目標等の達成を図るため、学内に評価委員会や企画運営委員会等の組織を整備し、都度年度計画を策定してそれらを各種委員会等によりきめ細かく遂行し、改善、向上に向けた取り組みを行ってきた。一方で社会情勢の変化は著しく、少子化の問題や国による様々な施策、さらには感染症予防対策等々、教育機関を取り巻く環境は、ここ数年、目まぐるしい変化の渦中にあった。

学生の受け入れ状況の変化については、全国的にみても受験者数の減少が顕著で、高等教育無償化もあって四年制大学への進学が増加傾向にあり、短期大学では志願者の確保が困難になりつつある。しかしながら短期大学の一定のニーズや地域貢献への期待は高いことから、引き続き本学の特徴や魅力を発信して志願者確保につながるよう入学試験委員会と広報委員会、地域活性化センター等々の連携を強化し、オープンキャンパスや高校訪問などの広報活動、派遣講座等を積極的に展開している。

内部質保証について、2022 年度にはシラバスの更新に着手し、内容の充実化を図りながら、各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示する等の検討を進めており、さらにシラバスの内容を検証する枠組みも整備し、内部質保証のための PDCA サイクルの確立を目指している。また、併せて教育目標に沿った教員組織を編制し、個々の教員が最大の教育成果を達成できるように採用方針を整理する等の取り組みも進めている。

教育研究等の環境について、本学施設は 1980 年に改築後 40 年以上が経過しており、建築躯体の老朽化と設備、備品等の老朽化が著しく今後の維持管理が課題となっている。また学生寮にあっては 50 年以上経過しており、居住環境の劣化や浄化槽設備の更新、修繕等にも多くの費用を費やしており、これについても対応が急がれるところである。

本学は 3 学科で構成される 1 学年定員が 150 名の小規模の短期大学であり、少人数教育のメリットをいかした学生と教職員の距離が近い、きめ細かい教育を心がけてきた。また実習を中心とした専門教育を主としていることから、地域の関係団体等の協力をいただきながら学外実習やゼミ活動を行ってきており、コロナ渦の中にあっても教職員が受け入れ先の施設と綿密な対策等を協議し実施することで学外での活動も維持することができた。地域貢献では、派遣講座実施回数が継続して目標値を大きく上回っており、本年度は 180 件となっている。学生の就職先についても県内就職率が 6 割と高く、教育の成果を地域に還元するという流れは連綿と続いている。本学は 2021 年で開学 70 周年を迎え、開学当初より地域とのつながりを最も大切にしてきており現在も同様である。今後も地域密着型の教育・研究を展開して、地域における短期大学の在り方を示す新たなモデルとなるよう取り組みを続けていきたいと考える。